

石垣市墓地基本計画(第二次) 素案

令和8(2026)年1月現在

石垣市 環境課

目 次

2	第1章 墓地基本計画策定の趣旨	1
3	1-1 墓地基本計画策定の背景と目的	1
4	1-2 墓地基本計画対象区域	2
5	1-3 計画対象期間	2
6	1-4 計画の位置づけ	2
7	第2章 墓地の種類	3
8	2-1 沖縄県の墓地の特徴	3
9	2-2 八重山の墓制	6
10	2-3 その他の墓地及び葬法	8
11	第3章 本市の墓地を取り巻く現況と課題	13
12	3-1 市域の概況	13
13	3-2 墓地の実態	23
14	3-3 上位・関連計画の状況	25
15	3-4 前計画の進捗状況・評価	27
16	3-5 アンケート調査	29
17	3-6 墓地需要の推計	46
18	3-7 墓地に係る計画課題	50
19	第4章 計画の基本方針	51
20	4-1 墓地施策の将来像	51
21	4-2 墓地施策の基本方針	52
22	4-3 施策の体系	53
23	第5章 墓地に係る施策の展開	54
24	基本方針1 墓地の規制・誘導	54
25	基本方針2 既存墓地の適正管理	59
26	基本方針3 伝統的な葬送文化の継承と新たな埋葬形態への対応	61
27	第6章 地区別計画	63
28	6-1 北部地区	63
29	6-2 西部地区	66
30	6-3 東部地区	68
31	6-4 中心部地区	70
32	第7章 計画の推進体制	73
33	7-1 推進体制と進行管理	73
34	7-2 各主体の役割	74

1	資料編.....	75
2	1.計画の策定経過	75
3	2.委員会設置要綱.....	75
4		

1 第1章 墓地基本計画策定の趣旨

2 1-1 墓地基本計画策定の背景と目的

3 (1)国・県の動向

4 ■「墓地、埋葬等に関する法律」の制定

5 国は昭和 23 年(1948 年)に、墓地、埋葬等が国民の宗教的感情、公衆衛生等の公
6 共の福祉の観点から支障なく行われることを目的として墓地埋葬法を制定しました。

7 墓地埋葬法では、墓地経営について、地方公共団体や宗教法人及び公益法人が主体
8 となって行なうものとされ、原則として個人による経営は認められていません。

9 ■墓地埋葬法の内容と沖縄県における墓地経営の乖離

10 沖縄県では、伝統的な門中墓や家族墓に見られるように、復帰前においては個人で墓
11 地を所有することが一般的な慣習となっていました。そのため、復帰後もこれらの地域
12 特性に配慮して個人墓地を容認してきた経緯があります。そのことが今日の無許可墓地
13 や個人墓地の増加をまねいていると考えられます。

14 この結果、管理の不十分による雑草の繁茂やごみの不法投棄、車の迷惑駐車などの
15 生活環境問題をはじめ、墓地と住宅地の混在による住環境イメージの低下、景観の悪化、
16 都市計画による適正な土地利用への支障などを生じています。

17 ■墓地埋葬法を補うため、沖縄県が「沖縄県墓地公園整備基本方針」を策定

18 沖縄県は、平成 12 年 3 月に本件における望ましい墓地のあり方を示すとともに、市
19 町村の公営墓地の整備に取り組む方向性を示した「沖縄県墓地公園整備基本指針」を
20 表しました。

21 また、沖縄県は地域実情に密着した墓地行政を推進するために、「墓地、埋葬等に
22 関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務を平成
23 24 年 4 月に県から市町村へ権限移譲しています。

24 (2)本市の動向

25 本市では、平成 24 年 4 月に墓地事務の権限移譲を受け「石垣市墓地等の経営許可
26 に関する規則」を制定、平成 25 年度に「石垣市墓地実態調査」、「石垣市墓地基本計画」
27 を策定し、墓地の規制・誘導、適正管理のあり方、多様化する墓地・埋葬への対応、墓地
28 の整備のあり方などを定め、墓地行政を進めてきました。

29 (3)本市における墓地基本計画(第二次)の必要性

30 前期計画の策定から 10 年が経過し、市民のお墓に対するニーズの変化、散骨等の新
31 たな埋葬様式に対応するための課題が発生してきていることから、今後 10 年間の墓地
32 行政の新たな指針となる「石垣市墓地基本計画(第二次)」を策定します。

1 1-2 墓地基本計画対象区域

2 市全域を計画対象区域とします。

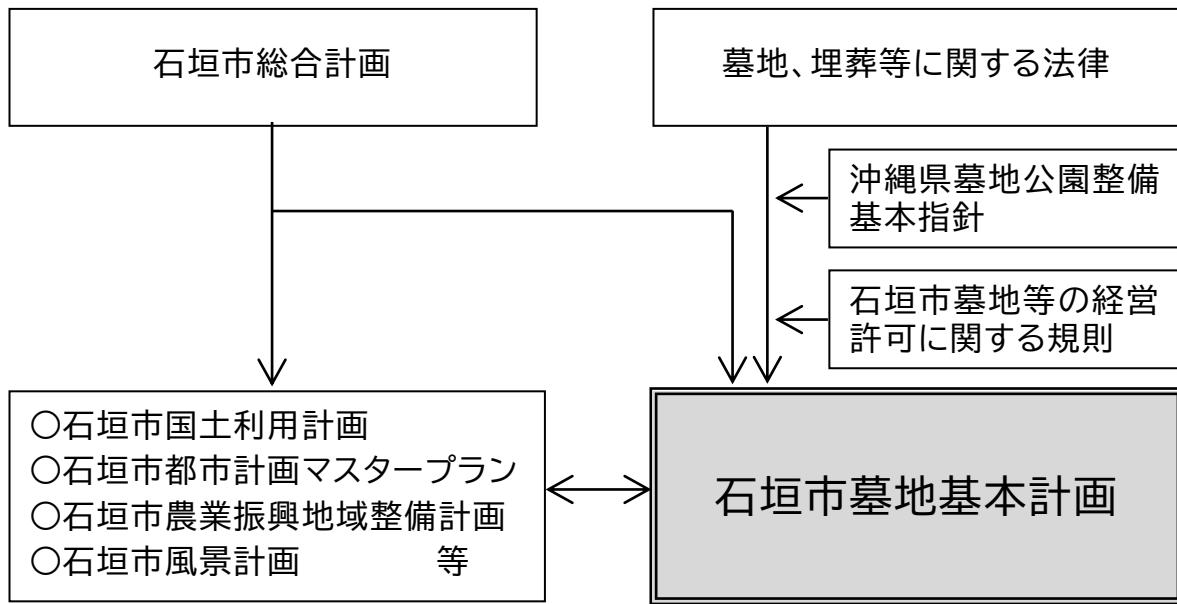
4 1-3 計画対象期間

5 令和8年度(2026年度)からの概ね10年間を計画対象期間とします。

6 なお、計画の進行状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて改定を行うものとし
7 ます。

9 1-4 計画の位置づけ

10 本計画は、墓地埋葬法や、上位計画である「第1次石垣市総合計画」に即するとともに、
11 「第1次石垣市国土利用計画」や「石垣市都市計画マスターplan」等の関連計画との整合
12 を図りながら、今後の墓地施策のあり方を総合的かつ計画的に推進するための計画として
13 位置づけます。



1 第2章 墓地の種類

2 2-1 沖縄県の墓地の特徴

3 (1)沖縄県の葬墓制

4 沖縄の葬墓制は、中国からもたらされた風水の影響、祖先崇拜という民族的信仰等に
5 より育まれた沖縄独自の葬墓制を形成してきました。葬墓制の特徴としては、風葬と洗
6 骨儀礼、集落における墓地の立地場所、墓の形や大きさなどがあげられます。

7 葬墓制としては、古くは洗骨改葬墓制と呼ばれる自然洞窟や山野での風葬を行い、白
8 骨化した遺骨を洗い清めて壺や厨子がめに納め、別の共同葬所に移し替えるやり方が一
9 般的でした。共同葬所には、士族の父系血縁集団が利用する墓(門中墓)だけでなく、集
10 落の村民が共同で利用する墓(村墓)もあります。

11 個々に墓が作られるようになったのは廃藩置県以後で、士族の間で一族門中の墓が
12 作られるようになったものが一般庶民に普及し、長い年月を経て沖縄独特の墓文化が築
13 かれてきました。

14 沖縄で多く見かける亀甲墓は女性の子宮を模したもので、人は母の胎内から生まれ、
15 死ぬとまた帰っていくという「母体回帰」の思想に基づくものといわれています。

16 祖先をいい場所に葬ること、洗骨により良い骨に仕上げて祖先を大切にすることが子
17 孫の幸福につながると信じられてきた沖縄では、十六日祭や清明祭に見られるように、
18 墓地は祖先との交流の場としても欠かせない存在です。

19 (2)墓の位置

20 沖縄の墓の位置は、その地域の地形に大きく左右され、海辺の村では海岸の洞穴など
21 を利用し、山村では岩山の洞穴などを利用してきました。村墓や門中墓の古いものは、た
22 いてい村落からやや離れたところにあり、戦後盛んに造られた家形の家族墓は、交通の
23 便利な集落近くに設けられる傾向にあります。反対に都市化した地域では集落が墓地ま
24 で拡大している例もみられます。

25 (3)墓の建設

26 墓づくりにあたっては、まずつくる年の選定が必要となり、専門の巫女(ユタ)や易者
27 (三世相)に見てもらい、戸主や家族の干支にあわせて日が選ばれます。また風水に基づ
28 いて建てる場所、墓の方角や墓口の向きなどにも気が配られ、風水見(フンシーミー)と
29 呼ばれる家相や地相を判断する専門家に見てもらいます。

30 (4)墓の規模

31 沖縄の墓地は、本土に比べ大規模であることが特徴としてあげられます。これは、一族
32 や兄弟、家族が使う共同墓地であることに加え、十六日祭や清明祭には親族が集い墓地
33 の前で祖先供養を行うための空間(墓庭)が設けられているためです。また、洗骨が中心
34 だった頃の古いお墓の場合、墓の内部に遺体が白骨化するまで安置する空間(シルヒラ
35 シと呼ばれる)が設けられていることも墓地が大きくなる要因となっています。

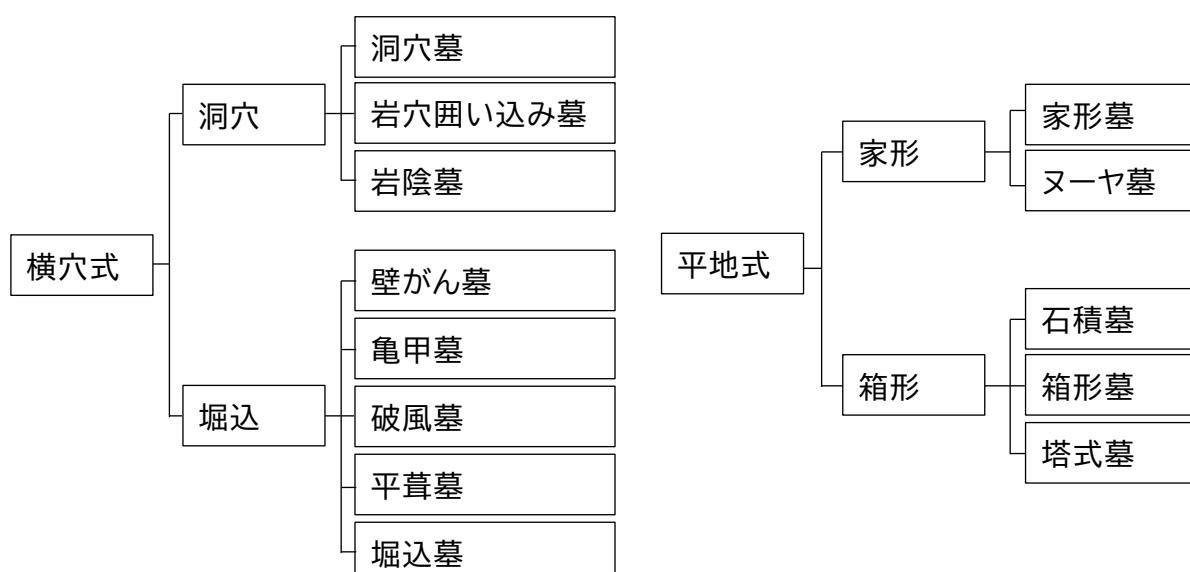
1 (5)所有の形態

2 沖縄の墓は、その所有形態から、村墓、模合墓、門中墓、兄弟墓、家族墓に分類されま
3 す。

- 4 ● 村墓:村落の共同墓(現在ではほとんど見られない)
- 5 ● 模合墓:友人や知人が共同で所有する墓(寄合墓ともいう)
- 6 ● 門中墓:父系親族集団の共同墓(沖縄本島南部地域に多い)
- 7 ● 兄弟墓:兄弟で所有する墓
- 8 ● 家族墓:家族で所有する墓(那覇市を中心に広がり、近年最も多く立てられている)

10 (6)墓の外形

11 沖縄の墓は、外形から大きく横穴式と平地式に分けられ、それぞれ次のように分類さ
12 れます。



26 ※自然の洞穴を利用したのが洞穴式、堀込式は人工的なものをいう



34 洞穴墓



岩穴囲い込み墓



岩陰墓



壁がん墓



亀甲墓



破風墓



平葺墓



掘込墓



家形墓



ヌーヤ墓



石積墓



箱形墓



塔式墓

資料：名嘉真宣勝(1999年)「沖縄の人生儀礼と墓」沖縄文化社

2-2 八重山の墓制

(1) 八重山の葬法

「石垣市史 各論編 民族 下」によると、八重山の葬法についての形式は、曝葬・土葬（埋葬）・風葬の三つに大別されます。八重山では墓所を単にハカまたはシーヌヤーと呼び、シーヌヤーとは「後の家」という意味に解釈できます。『古層の村』（仲松弥秀著）によると、沖縄には「屋ぬ後」、「屋ぬ下」という所が散見されますが、その地名のところは必ずといってよいほど昔の墓地と一致しています。

八重山地域でも居住近く、または屋敷内に墓所を定めた一時期が古くはあったらしく、よって葬所をシーヌヤーと親しく呼びならわしてきたものと推察されます。屋敷内に古墓を管理している事例が石垣市内にも存在しており、また古老によれば、明治末期頃まで流産児は軒下に埋葬する習俗があったといわれます。

(2) 墓の種別・形態

過去に出現しながら徐々に利用価値を失ったものも含め、石垣島における墓態はきわめて多様です。

自然の洞穴、岩穴をそのまま利用したもの、岩窟を石で囲い込んだ形、崖壁を横に掘り込んだ壁龕形式、小丘を掘り込んだ形式、平地上に配された石積み形式、ヌーヤー（野谷）形式、亀甲形式、破風（駕籠）形式などを混在させてきましたが、昨今、火葬の普遍的広がりの中で、在来の伝統的な墓と併せ、墓城および墓室空間の狭小な塔式墓が普及しています。

墓所の位置は、古くは居住地内か、あるいは山麓の崖下の洞窟や海岸沿いの洞穴がそれにあてられました。また葬地を定める際、何の規制もないまま隨所に墓所を設けていたようですが、近世以降は、蔵元に届出を義務付けられたり、フンシーミー（風水見）の卜占に従って位置や方位を定めたりしました。これら墓の形態は次の通りです。

墓の形態	特徴
①洞穴墓	山麓や海岸地帯の自然な洞穴を利用した風葬墓で、一つの洞窟に複数の遺体が合葬された例が多い。白保の「千人墓」と称する洞窟には数知れぬおびただしい遺体が合葬されていたようである。
②埋葬墓	洞穴葬と併せ古代の葬法で、住居近くの砂地や土を掘り、四肢を屈折させた遺骸を土壙内に葬り、土砂をかけ埋める独り墓である。ビロースク遺跡（14世紀）、石棺を伴った石垣貝塚、さらに平川貝塚にその例をみることができる。
③石積墓	洞穴墓や土壙墓より年代的にやや新しい墓制である。直方体に削った石を積み上げ、あるいは野面積みにした方形の墓室を造り、石棺が納まっている場合もある。上部は平らな石灰石を被せ、さらに上へ石を積み並べた独り墓で墓壁

	のづら は野面積みになっている例が多い。
④巨石墓	墓室の上部を巨石で被った葬墓。大陸文化の影響を受けた墓制だと考えられており、石城山遺跡周辺に位置した、17世紀の築造と伝えられるハンナー主の墓にその例を見ることがある。
⑤ヌーヤー(野谷)墓	短形(2メートル×1.5メートル)、高さ1メートルほどに野面積みした上部を親石(石盤)で被せず、上部中央に棟木を渡し、棟へ垂木を架け、その上に野地竹 ^{のじたけ} を置き、さらに茅 ^{とま} の苫 ^{とま} を被せ、竹やススキなどの簾 ^{すだれ} で覆い、屋根形に整えた独り墓で、毎年十六日祭の折に屋根の葺き替えをなした。
⑥壁龕墓	天然自然の崖壁を横へ掘りぬき、墓室を整え、墓口や墓面を体裁よく削って造った家族墓で、墓室は船またはシリヒラシと称される棺を安置する場や靈壇からなっており、キチイパカまたはキンシイパカとも呼ばれている。
⑦岩窟囲い込み墓	天然の洞窟を墓室に整え、開口部を石で積み塞いだ葬墓で、川平のヤドウピキ屋が顕著な例である。同墓は16世紀頃に活躍した川平村の支配者・仲間満慶山英極の墓所で、字川平のスクジ(底地)湾の南岸をなす琉球石灰岩からなる小丘の中頃に位置しており、平地から数段の石の階段が付いている。
⑧堀込墓	丘陵地帯の傾斜の一部を掘り込み、墓壁に切石を積んで適宜な墓室を造り、上部を石盤の親石で覆い、漆喰を塗った葬墓。初期の亀甲墓・破風墓はこの様式でなされている。墓の上部が亀の甲羅状をなしているので、その名称で呼ばれている。八重山で伝統的に造られてきた形態は、丘陵地帯の傾斜を掘り、土壌 ^{どじょう} の周壁に切石を積み、上部に岩盤(親石)を覆い、漆喰仕上げにする工法と、平地に切石を積み囲い、上部へ岩盤を覆い漆喰で仕上げる工法に分っており、全社は造墓年代の古い例に多い。

2-3 その他の墓地及び葬法

(1) 公営墓地

公営墓地とは、都道府県や市区町村などの地方自治体によって管理・運営されている墓地を言います。

墓地・霊園名	特徴
那覇市営識名霊園	<p>■所在地 那覇市識名2丁目、字真地及び繁多川5丁目</p> <p>■墓の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・墳墓地：沖縄の一般的な墳墓を設けるための区画がある。・市民共同墓（合葬式墓地）：一つの大きなお墓に複数の焼骨を埋蔵し、市が永年管理する「合葬式墓地」と、5年間焼骨を預かる「短期収蔵納骨室」がある。合葬式墓地及び短期収蔵納骨室への入室はできないが、年忌法要のための参拝室（有料）や屋外参拝所が設置されており、参拝することができる。・納骨堂（令和3年閉鎖）：納骨壇に骨壺等を納める様式のお墓がある。   <p>那覇市民共同墓 納骨壇</p>
浦添市営浦添墓地公園	<p>■所在地 浦添市仲間 2-54</p> <p>■墓の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・浦添城跡から続く丘陵地帯、区画整理などの公共事業のために移転を余儀なくされた個人墓、門中墓を集合した特殊公園。・施設型共同墓：納骨室と複数の焼骨を共同で埋蔵する合葬室を備えた新しい形態の公営墓がある。   <p>墓地公園 施設型共同墓</p>

墓地・霊園名	特徴
相模原市 峰山霊園	<p>■所在地 神奈川県相模原市南区磯部 4573-2</p> <p>■墓の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所:普通墓所、芝生墓所、墓石付芝生墓所がある。 ・合葬式墓所:慰靈碑型合葬式墓、樹林型合葬式墓がある。 ・指定管理者制度を利用し「日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体」が管理・運営を行っている。 <div data-bbox="619 594 928 819" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="627 826 738 859" data-label="Caption"> <p>普通墓所</p> </div> <div data-bbox="992 594 1349 819" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="997 826 1117 859" data-label="Caption"> <p>芝生墓所</p> </div> <div data-bbox="619 898 928 1122" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="627 1131 817 1165" data-label="Caption"> <p>墓石付芝生墓所</p> </div> <div data-bbox="992 898 1349 1122" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1006 1131 1208 1165" data-label="Caption"> <p>樹林型合葬式墓</p> </div>

1 (2)民間靈園

2 民間靈園(民間墓地)とは、宗教法人や公益法人などの団体によって管理・運営され
3 ている墓地を言います。

墓地・靈園名	特徴
石垣メモリアルパーク	<p>■所在地 沖縄県石垣市登野城 2241-135 番地</p> <p>■管理・運営者 公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会</p> <p>■墓の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・一般墓区画:沖縄の一般的な墳墓を設けるための区画があり、永代供養のサービス付きとなっている。・永代供養・納骨堂(おきなわ靈廟):納骨壇に骨壺等を1年間収蔵し安置供養する。1年間経過後は納骨袋に移し替え、干支のご本尊が見守る法界門から納骨(埋蔵)する。毎月、埋葬(埋蔵・収蔵)者の親族合同での供養法事が営まれる。・位牌永代供養:供養法要にて閉眼供養をとり行い、春秋のお彼岸に合同供養法事が行われる。 <p> 一般墓区画</p> <p> おきなわ靈廟</p>

1 (3)樹木葬

2 樹木葬とは、一般的に墓石の代わりに樹木(桜、もみじ等の常緑樹)を墓標とする埋葬
 3 方法を言います。地中に直接遺骨を埋葬するタイプ、骨壺などに入れて埋葬するタイプ、
 4 他の方の遺骨と一緒に納骨袋に入れる合葬タイプなど、埋葬方法は靈園によって様々で
 5 す。

墓地・靈園名	特徴
知勝院(臨済宗妙心寺派・祥雲寺)	<p>■所在地 岩手県一関市萩荘字栃倉73-193</p> <p>■管理・運営者 祥雲寺(臨済宗妙心寺派、旧一関藩主田村家菩提寺)</p> <p>■墓の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の斜面をそのまま墓地とし、1か所の墓所ごとに花木を1本ずつ植える形態で後継ぎを必要としない。 ・骨壺は埋めず、1メートル位の穴を掘って直接遺骨を埋葬する。 ・樹木葬墓地で植える花木(低木)は、その土地の生態系に合う樹種を採用し、生態系を乱すような外来植物、園芸植物等の持ち込み、供物の放置を禁止している。 <div data-bbox="589 1012 981 1281"> </div> <div data-bbox="589 1281 779 1315">知勝院の樹木葬</div> <div data-bbox="986 1012 1378 1281"> </div> <div data-bbox="986 1281 1084 1315">樹木葬</div>
横浜市営墓地メモリアルグリーン	<p>■所在地 神奈川県横浜市戸塚区俣野町 1367 番地 1 他</p> <p>■管理・運営者 清光社・横浜植木共同事業体(指定管理者)</p> <p>■墓の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園と一体となった形態の墓園である。 ・シンボルツリーの足元の芝生に、直接骨壺を埋蔵する形式の合葬式樹木型納骨施設で、手前にある献花台で参拝する。 <div data-bbox="605 1753 981 1993"> </div> <div data-bbox="605 1993 774 2027">シンボルツリー</div> <div data-bbox="982 1753 1359 1993"> </div> <div data-bbox="986 1993 1106 2027">俣野公園</div>

1 (4)散骨(自然葬)

2 散骨とは、火葬後の焼骨を粉状に砕き、「墓地、埋葬等に関する法律」が想定する埋蔵
3 又は収蔵以外の方法で陸地や水面に散布する埋葬方法を言います。厚生労働省は「散
4 骨に関するガイドライン(散骨事業者向け)」を、国土交通省は「海上において散骨をする
5 場合において遵守すべき海事関係法令の解説」を公表しています。

第3章 本市の墓地を取り巻く現況と課題

3-1 市域の概況

(1) 地勢

1) 位置・地勢

本市は琉球弧及び日本列島の最南西端に位置し、県都那霸市との距離は約 410km、東京とは約 1,960km、台湾(台北)とは約 280km となっています。

本市は、沖縄県で沖縄本島、西表島に次いで3番目に広い面積をもつ有人の石垣島と無人の尖閣諸島で構成されています。

空港、港湾を中心に八重山圏域の行政、文化、経済等の中核機能を有しており、19の島々からなる八重山群島の拠点都市です。

石垣島の地形は、県下最高峰の於茂登岳(526m)を中心八重に重なる連山を背にして、於茂登岳の山稜より西へ流れる名蔵川、南へ流れる宮良川沿いに低地が広がり、河口に湿地帯、名蔵アンパルや宮良川のヒルギ林を形成しています。

図 1 石垣市位置図



資料:「石垣市都市計画マスター プラン」(令和4(2022)年3月)

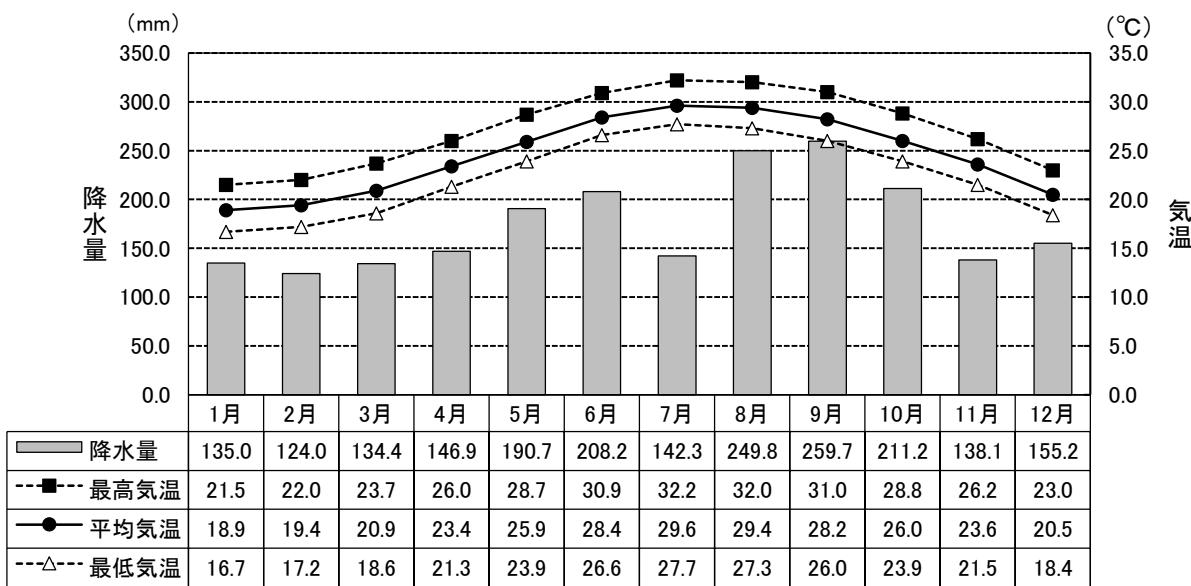
2)気象・気候

本市は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候帯に属し、年間を通して月別平均気温の差が少なく18~30℃であり、年間平均気温は24.5℃です。

また、月平均降水量は124.0mm~259.7mmと年間を通して降水があります。

温暖で降水量もあることから、植物が繁茂しやすい環境であることが窺えます。

図2 降水量と気温の平年値



注:平年値とは、1991年~2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出された値です。

資料:「気象統計情報(平年値)」気象庁ホームページ

(2)歴史・風土

旧来沖縄では、風葬が主流であったため、亀甲墓等の墓室内には遺体を白骨化するまで安置する納室を設けていました。また、墓の形態としては、士族の父系血縁集団が利用する「門中墓」、集落の村民が協働で利用する「村墓」があり、大人数を納めるために大きな墓が必要だったと考えられます。

しかし、戦後の火葬の普及、単一家族が入る「家族墓」の普及に伴い、墓の規模も小さい平地式の家形墓が主流になってきています。

本市の墓の特徴として、墓の多くが家型墓の形状をしていますが、風葬をしない現在でも納室が設けられており、旧来の風習を重んじた造りになっていることが窺えます。

墓をまつる年中行事の特徴として、旧暦1月16日に行われる十六日祭(ジュールクニチー)、旧暦3月に行われる清明祭(シーミー)等があります。祖先を良い場所に葬ること、祖先を大切にすることが子孫の幸福につながると信じられてきた沖縄では、墓地は祖先との交流の場としても欠かせない存在となっています。

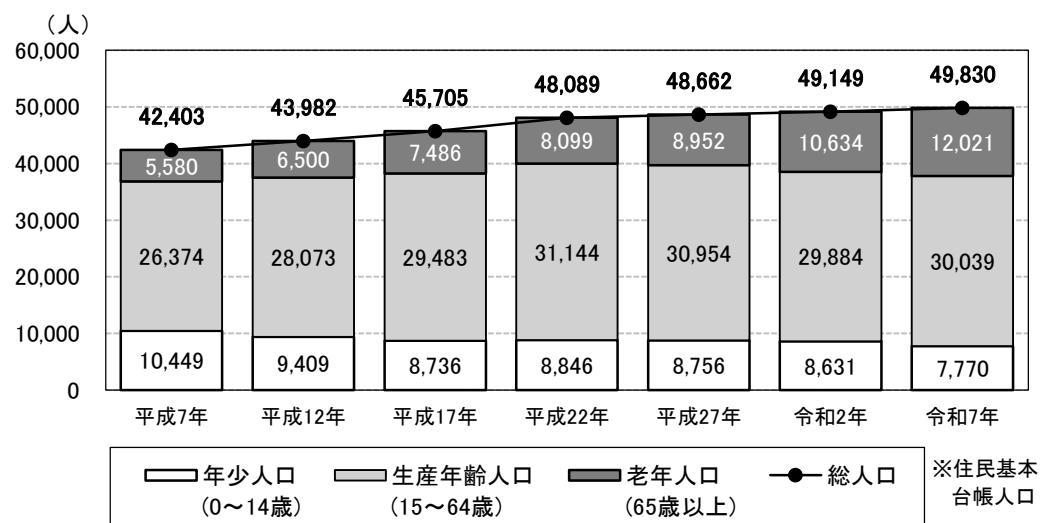
1 (3)人口・世帯

2 1)人口の推移

3 本市の人口は、増減を繰り返しながらも微増傾向にあり、令和2(2020)年の人口は
4 49,149人となっています。また、令和5(2023)年7月に石垣市初の5万人を超えま
5 したが、令和7(2025)年1月1日時点の人口は49,830人と減少しています。

6 年齢3区分別人口を見ると、年少人口(0~14歳)の減少、老人人口(65歳以上)の
7 増加がみられ、少子高齢化の進行がうかがえます。

9 図3 人口の推移



20 注)平成7年～平成22年は3月31日現在、平成27年～令和7年は1月1日現在の人口である

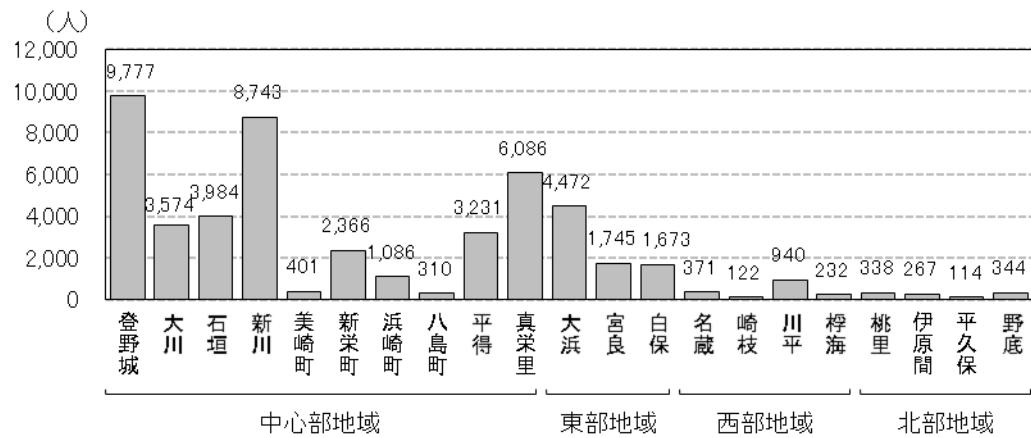
21 資料:住民基本台帳人口

25 2)地区別人口

26 令和5(2023)年度の統計いしがきによる地区別人口を見ると、登野城が9,777人
27 と最も多く、次いで新川が8,743人、真栄里が6,086人となっており、中心部地域の
28 人口が多いことがうかがえます。

29 西部地域や北部地域は人口500人未満の地域が大半を占めています。

31 図4 地区別人口



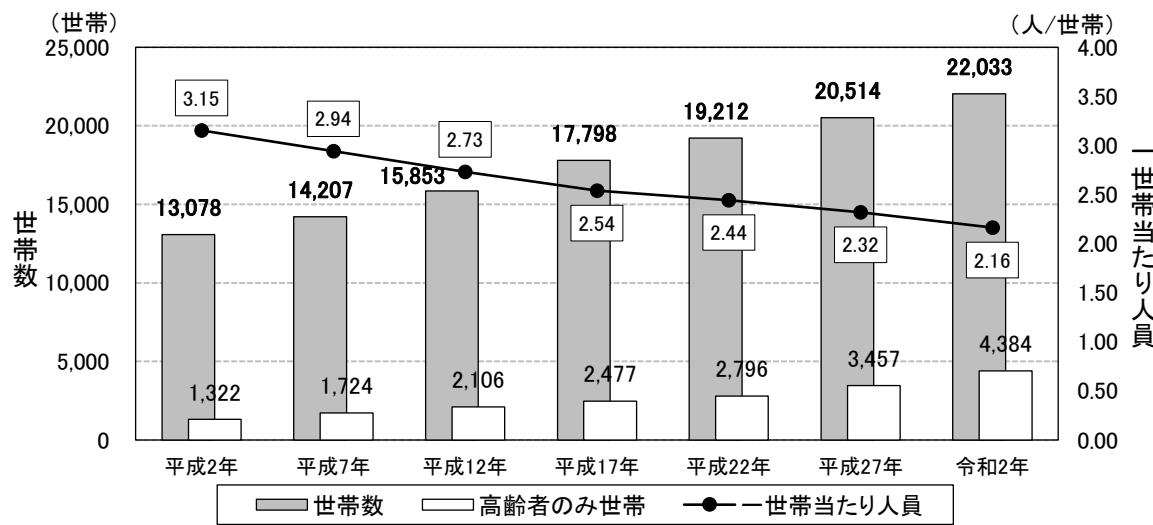
42 資料:令和5年度統計いしがき

3)世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあり、令和2(2020)年には22,033世帯で、そのうち4,384世帯が高齢者のみ世帯となっています。反対に、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和2(2020)年の1世帯当たり人員は2.16人/世帯となっています。

高齢者のみ世帯が増加していることから、墓地需要の増加が考えられます。また、個人で墓地を所有することが一般的な沖縄では、家族構成員の減少により、墓の後継者がいない世帯の無縁墓の発生等が考えられます。

図5 総世帯数と一世帯あたり人員の推移



資料:国勢調査

4) 人口動態の推移

自然動態は、出生数が死者数を上回る自然増となっています。自然動態の増加数を見ると、平成 7(1995)年には 353 人でしたが、令和 2(2020)年には 64 人と少なくなっています。社会動態は、年によって変動があります。

死者数は年々増加しており、老人人口(65 歳以上)の増加を鑑みると、墓地需要が引き続き高まると考えられます。

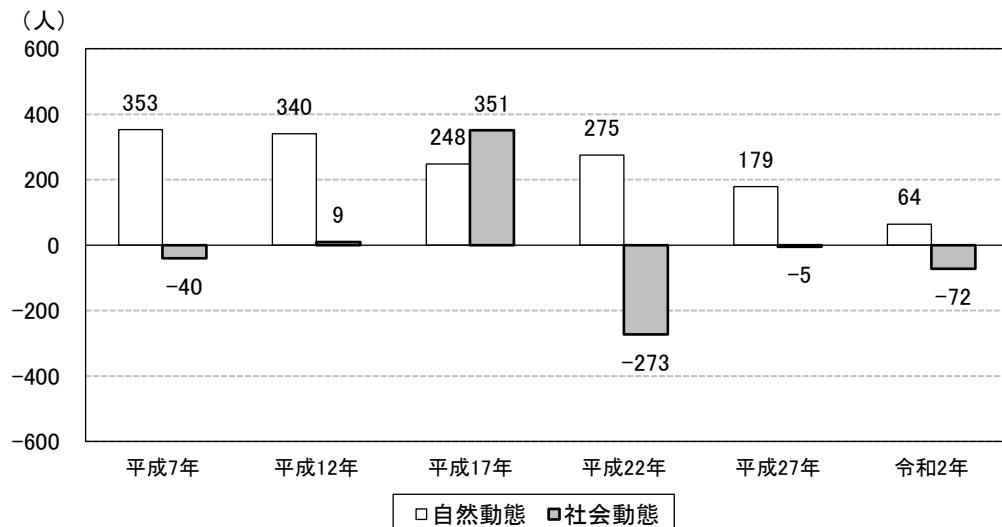
表 1 人口動態の推移

単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生数	死者数	増減	転入者数	転出者数	増減
平成 7 年 (1995)	616	263	353	2,442	2,482	-40
平成 12 年 (2000)	620	280	340	2,755	2,746	9
平成 17 年 (2005)	541	293	248	3,337	2,986	351
平成 22 年 (2010)	652	377	275	2,666	2,939	-273
平成 27 年 (2015)	599	420	179	3,113	3,118	-5
令和 2 年 (2020)	485	421	64	3,265	3,337	-72

資料:住民基本台帳人口

図 6 人口動態の推移



資料:住民基本台帳人口

5) 将来人口

「第3期石垣市地域創生総合戦略(石垣市人口ビジョン)」(令和7(2025)年3月)では、国立社会保障人口問題研究所(以下、社人研という。)のコーホート要因法算出値によると、人口が減少し続け、令和17(2035)年には47,893人、令和47(2065)年には41,750人になると推計されています。

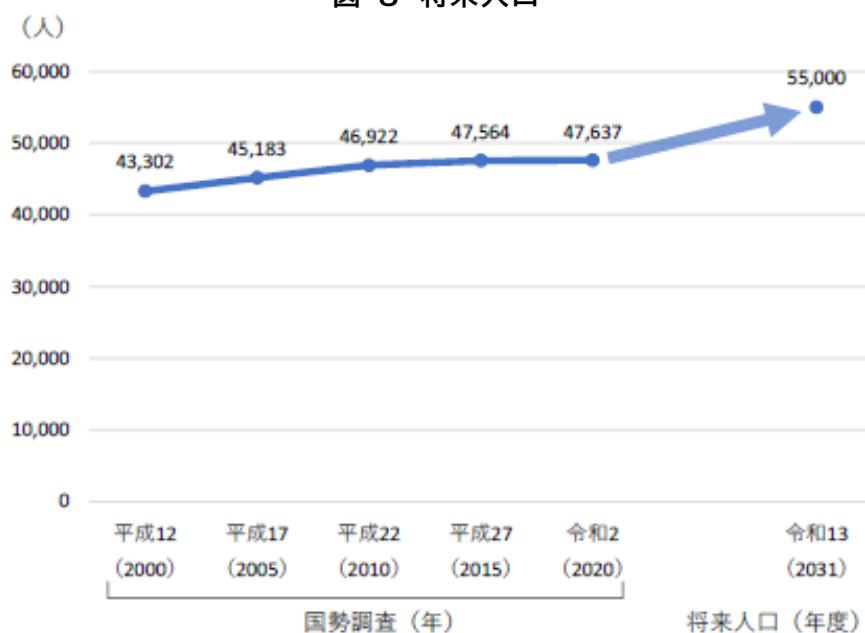
石垣市の将来展望では、子育て支援等による自然増の維持、U・I・Jターンの促進等による社会増の維持を図り、令和17(2035)年に49,344人と見込んでいます。

「第5次石垣市総合計画 基本構想」では、令和13(2031)年度の将来人口を55,000人と設定しています。

図 7 石垣市人口ビジョンにおける想定



図 8 将来人口



資料:「第3期石垣市地域創生総合戦略(石垣市人口ビジョン)」(令和7(2025)年3月)
「第5次石垣市総合計画 基本構想」(令和4(2022)年3月)

1
2 【参考資料】
3

4 ■コートホート要因法
5

6 基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残
7 率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来
8 人口を求める方法。
9
10
11
12
13

14 (3) 土地利用・交通
15

16 1) 土地利用
17

18 本市の土地利用状況をみると、最も多い土地利用は「農地」で4割を占めています。ま
19 た、宅地及び道路は微増傾向にあり、宅地造成と共に市街地化が進行していることを示
20 しています。
21

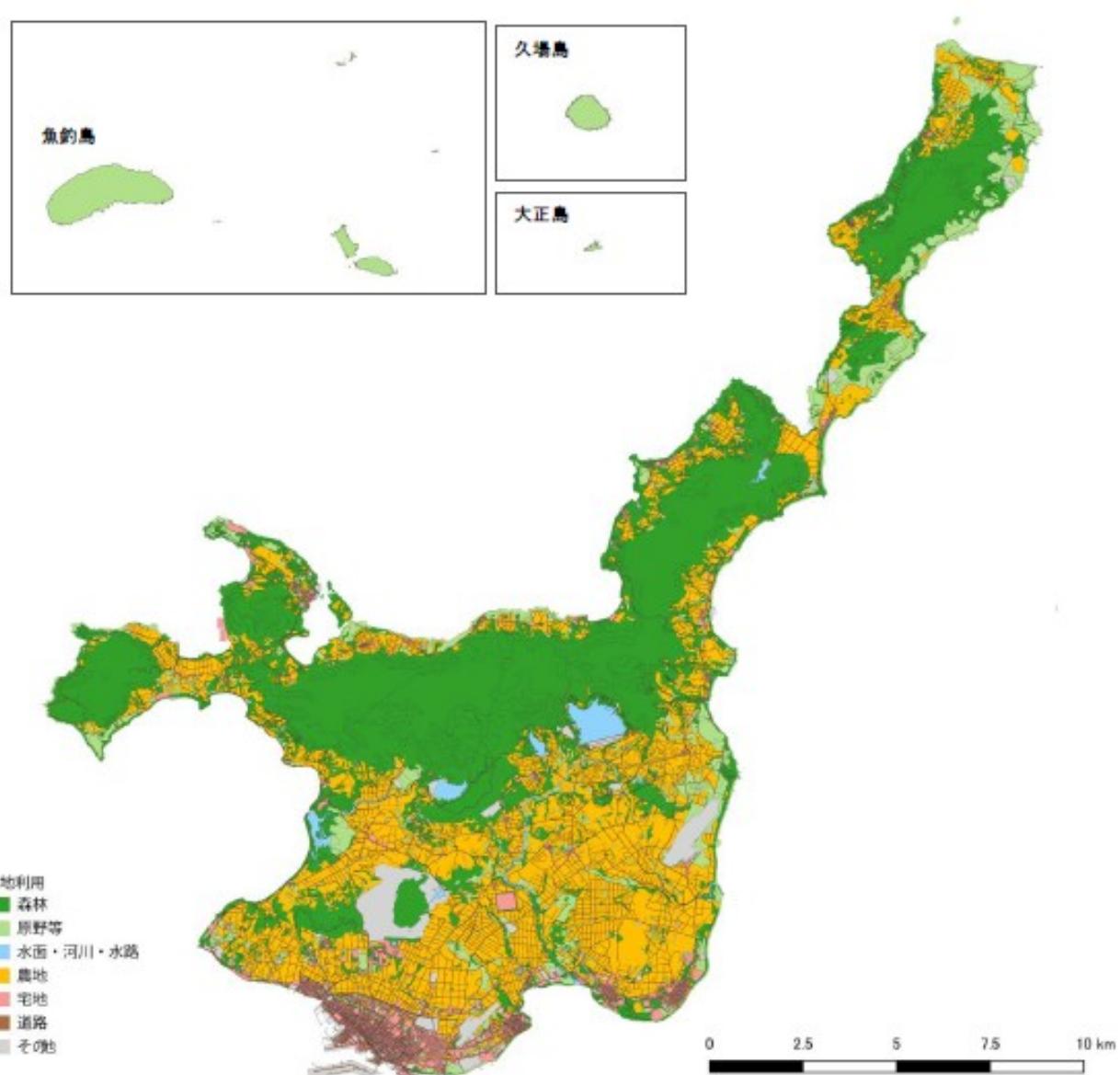
22 表 2 土地利用の推移
23

24 (単位:ha)
25

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
農地	9,646	9,620	9,571	9,534	9,519	9,508	9,491	9,474	9,459	9,439
森林	7,609	7,601	7,629	7,647	7,653	7,653	7,651	7,650	7,649	7,649
原野等	3,355	3,370	3,378	3,403	3,407	3,400	3,393	3,396	3,403	3,418
水面・河川・水路	374	375	380	381	382	386	386	386	388	391
水面	213	214	216	217	218	220	220	220	220	223
河川	89	89	91	91	91	92	92	92	93	93
水路	72	72	73	73	73	74	74	74	75	75
道路	725	726	732	733	733	734	734	734	735	736
一般道路	398	398	401	401	401	402	402	402	402	403
農道	311	312	314	315	315	315	315	315	316	316
林道	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
宅地	631	635	636	636	637	638	639	640	645	645
住宅地	383	384	385	385	386	387	388	389	392	392
工業地	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
その他の宅地	240	243	243	243	243	243	243	243	245	245
その他	560	573	574	593	603	615	621	635	636	637
合計 (市域面積)	22,90 0	22,90 0	22,90 0	22,92 7	22,93 4	22,93 4	22,91 5	22,91 5	22,91 5	22,91 5

37 注:「固定資産税土地課税台帳登記地籍」の登記地目をベースに各年面積を補正。
38 :調整した地目別面積の合計が行政区域面積(国土地理院)に合致するよう、各地目を比例按分し調整。
39 資料:固定資産税土地課税台帳登記地籍(各年翌年1月1日現在の数値)。
40 資料:「第4次石垣市国土利用計画」(令和4(2022)年10月)
41

図 9 土地利用現況図



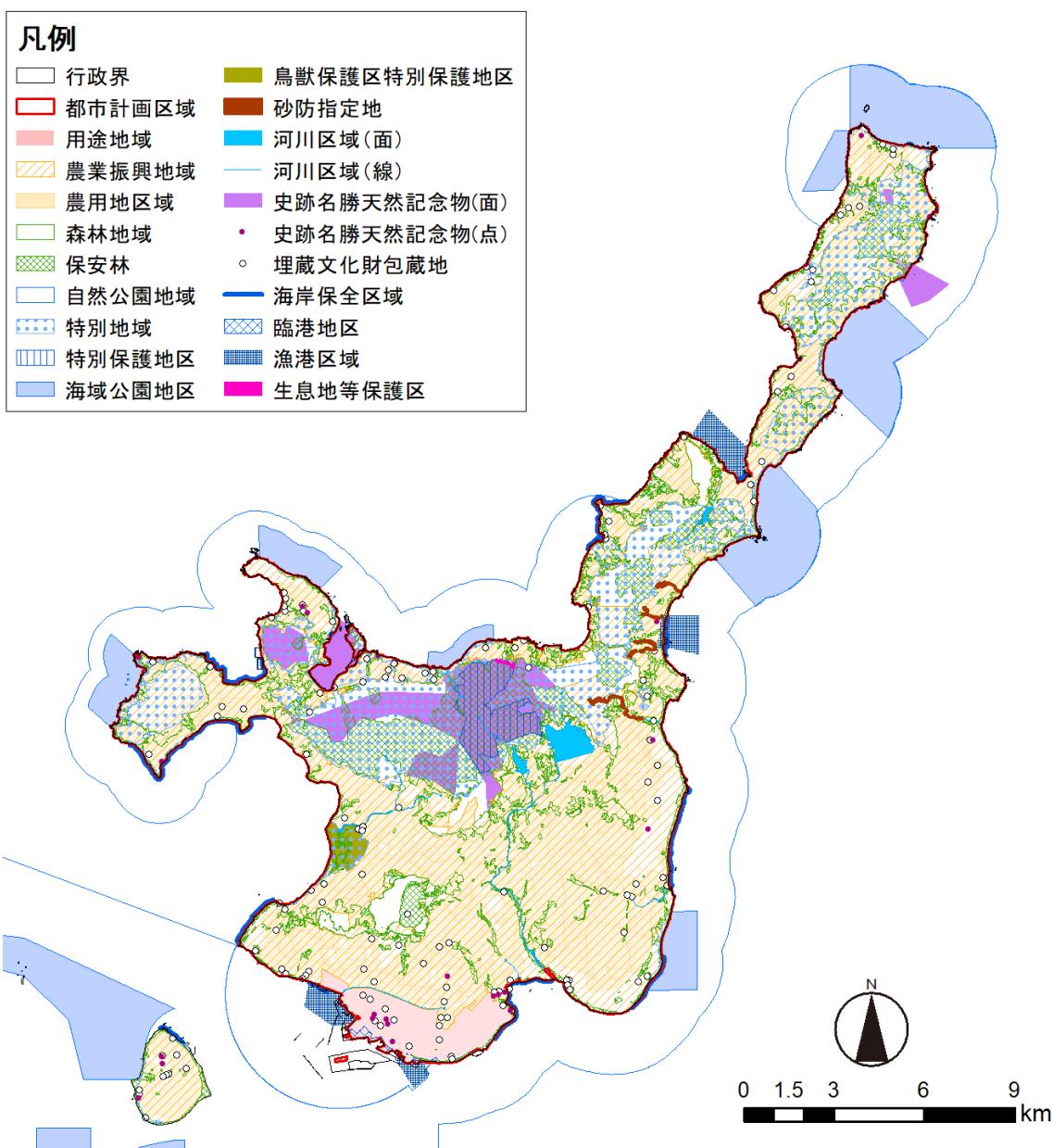
2) 土地利用法規制の状況

本市の土地利用規制現況図をみると、土地利用に関する法規制として、「都市計画区域」、「農業振興地域」、「森林地域」、「自然公園地域」が指定されています。

また、より保全の担保性が高い規制として、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)に基づく「農用地区域」、森林法に基づく「保安林」、自然公園法に基づく「特別地域」、「特別保護地区」、景観法に基づく「景観地区」が石垣島の広い範囲に指定されています。

都市計画区域は石垣島(地先公有水面を含む)の全域に指定されており、南部の港周辺の市街地エリアのみ用途地域が指定されています。また、港周辺には臨港地区が指定されています。

図 10 土地利用規制現況図



資料:「沖縄県地図情報システム(土地利用規制現況図(R04)」を基に作成

3) 交通

本市は、中心市街地部から石垣空港、玉取崎展望台を結ぶ国道390号が整備されており、それらを補うように県道、市道が整備されています。

門中墓や村墓等の古い墓は集落からやや離れた場所に造られるのが普通でしたが、戦後以降の家形の家族墓は交通の便が良い場所に造られることが多くなっています。

図 11 交通軸



資料:「沖縄県管内図」(令和5(2023)年6月)を基に作成

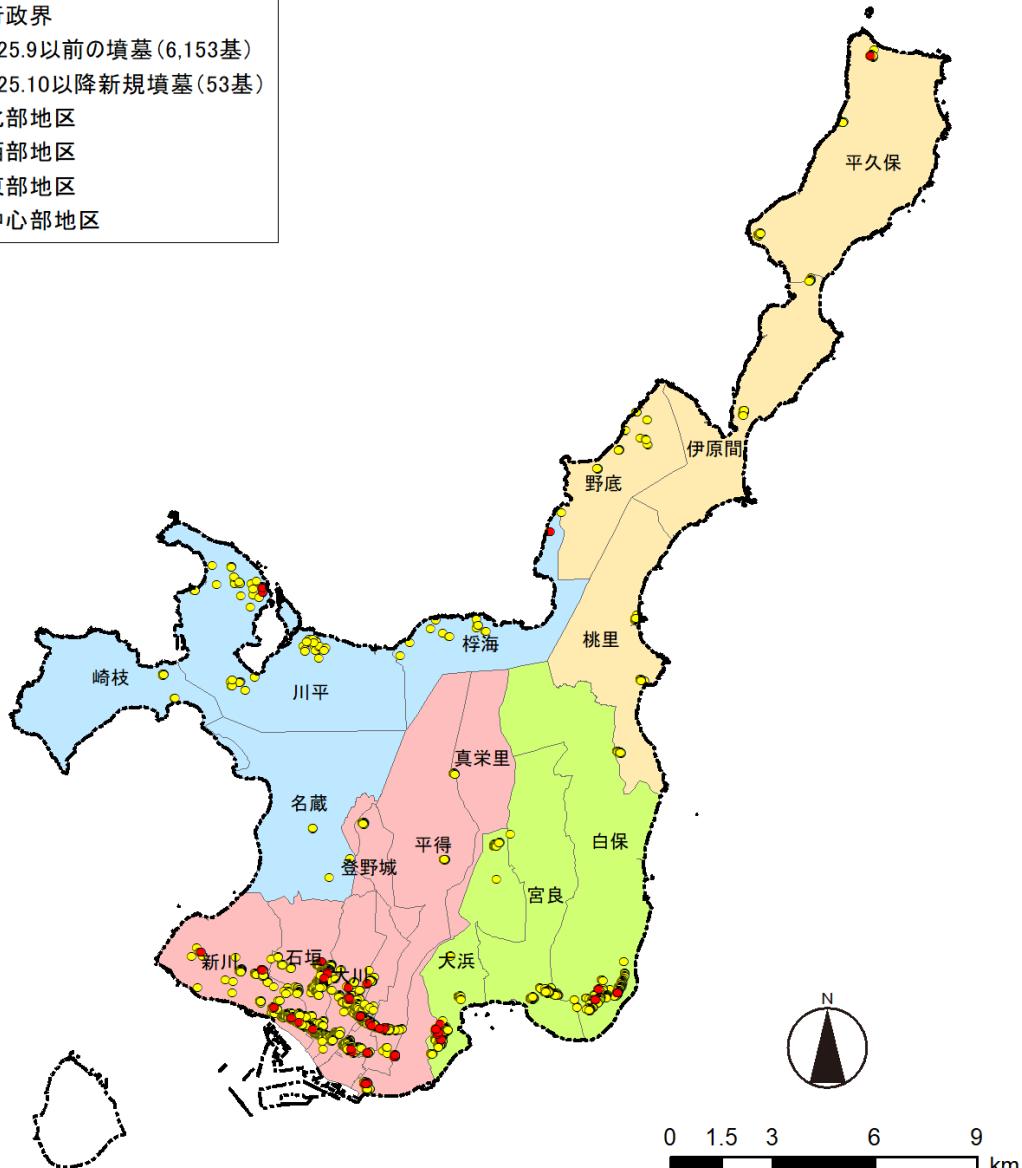
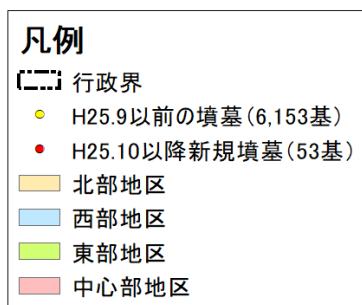
3-2 墓地の実態

(1) 墓地の分布

石垣市内の墓地は、平成 25(2013)年9月時点の既存墳墓が 6,153 基、平成 25(2013)年10月～令和6(2024)年3月までの新規墳墓が 53 基で、合計 6,206 基となっています。

墓地の分布状況は、中心部地域の石垣、登野城、新川に多く、その他の地域でも概ね集落ごとに集約化されている状況です。

図 12 墓地分布図

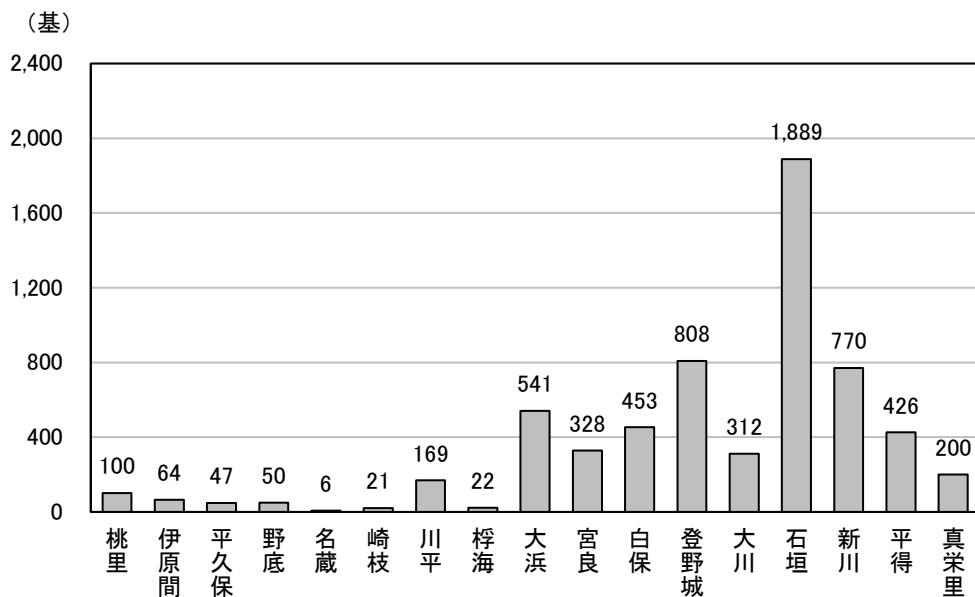


資料:石垣市環境課資料

表 3 字別墳墓数

石垣市 計	北部 計	桃 里	伊 原 間	平 久 保	野 底	西 部 計	名 藏	崎 枝	川 平	桴 海	東 部 計	大 浜	宮 良	白 保	中 心 部 計	登 野 城	大 川	石 垣	新 川	平 得	真 栄 里
6,206	261	100	64	47	50	218	6	21	169	22	1,322	541	328	453	4,405	808	312	1,889	770	426	200
100.0%	4.2%	1.6%	1.0%	0.8%	0.8%	3.5%	0.1%	0.3%	2.7%	0.4%	21.3%	8.7%	5.3%	7.3%	71.0%	13.0%	5.0%	30.4%	12.4%	6.9%	3.2%

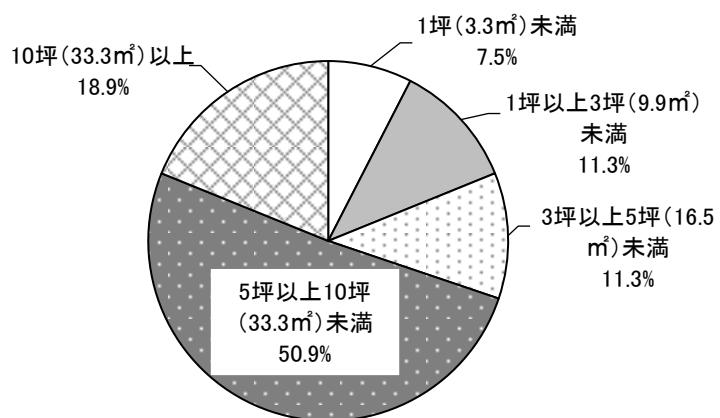
図 13 字別墳墓数



(2)新規墳墓

新規墳墓 53 基の墓地面積を集計すると、「5 坪以上 10 坪(33.3 m²)未満」が 50.9%で最も多く、次いで「10 坪(33.3 m²)以上」が 18.9%などとなっています。墳墓1基あたりの平均面積は、22.48 m²(約 7 坪)となっています。

図 14 新規墳墓の墓地面積



3-3 上位・関連計画の状況

本市の上位・関連計画における墓地に関する施策方針等については、「第4次石垣市国土利用計画」、「石垣市都市計画マスターplan」において、墓地の集約化、飛び地区への移転等が掲げられています。

(1)第5次石垣市総合計画(基本構想、前期基本計画)(令和4年3月)

「第5次石垣市総合計画(基本構想、前期基本計画)」には墓地に関する記述はありません。

(2)第4次石垣市国土利用計画(令和4年10月)

第1章 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

(5)市土利用の基本方針

1)適切な市土管理を実現する市土利用(P5)

①都市的土地利用

墓地は、周辺の住環境等との関係から、市街地等に点在する墓地を対象にその集約化を行うなど、土地利用転換の適切な誘導を図ります。

2 利用区分別の市土利用の基本方針

(7)その他

1)公用・公共用施設用地(P11)

墓地については、歴史的・文化的背景から個人墓地が設置され、散在化している現状を踏まえ、土地の有効利用の観点から、周辺地域の土地利用に配慮しつつ、可能な限り移転・集約化を図ります。

(3)石垣市都市計画マスターplan(令和4年3月)

第2章 全体構想

2-6 都市施設の整備方針

2-6-3 公園・緑地の整備方針(P72)

(1)現状と課題

市街地には墓地が点在し住宅地と隣接しているところもみられ、墓地の移転集約化が必要とされています。

(2)基本方針

市街地に点在する墓地については、快適な住環境の形成及び適切な土地利用の誘導を図るため、登野城土地区画整理事業飛び地区への集約移転を進めます。

第4章 地域別構想

3-6 南部地域

(3) 地域の将来像(P126)

2) 基盤・住環境整備の方針

①既成市街地における都市基盤の整備推進と住環境の向上

登野城土地区画整理事業飛び地区においては、墓地の集約移転を促進します。

3-4 前計画の進捗状況・評価

前計画の進捗状況及び評価は、下表に示すとおりです。

新規墓地の誘導といった個別の問い合わせには対応できている状況ですが、無縁墓地の移転に対する対策には至っていない状況です。

また、事務手続きの効率化を図るため、墓地台帳の電子化等が必要と考えられます。

表 4 現行計画の進捗状況・評価

基本 施策	個別 施策	取組施策	進捗 評価	実施状況	現在の課題と 今後の施策の展開	実施主 体
		(1)墓地の規制・誘導	△	個別の問い合わせには、回答している。周知方法については、HPでの公開のみである。	墓地の規制・誘導に関する周知が必要である。	環境課
		(2)民間霊園(公益法人、宗教法人)の規制・誘導	×	特に誘導はしていない。	市の無縁骨納骨堂に限りがあるため、生活保護受給や無許可墓地などの誘導は必要である。(生活保護受給者は安い永代供養プラン有)	環境課
		(3)公営墓地の整備	×	公営墓地としては0件であるが、民間墓地(メモリアルパーク)や飛び地区で対応している。	現在は、市内民間墓地(メモリアルパーク)があるため必要性が低いが、伝統的な親族同士で1つの大きな墓に供養する文化や旧盆・十六日祭などの墓参りの習慣が減り、個人墓地の管理が困難となり、管理されていない墓の問題となった時、公営墓地の必要性がある。 公営墓地は「都市計画」の変更や土地の確保や墓地経営許可など、数年以上の期間を要するため、注意が必要である。	環境課
(4) 無縁 墓 地・ 無許 可墓 地対 策	1)無 縁墓地 対策	①管理型 墓地への 移行	×	現在無縁墓地対策なし	個人墓が多くある土地柄、地域であるため、早めに対策が必要である。	環境課
		②継承者 届出制度	×	現在なし	個人墓の経営を減らしたい県の意向もあるため、宗教上個人墓経営をする際には、継承者届出制度の検討が必要である。	環境課
		③無縁墓 地の移転	×	数年前に一件実績 あり	住宅地や学校周辺に多くの墓地があるため(特に石中周辺は名無の空墓が多数あり)、今後問い合わせが増える可能性がある。 墓埋法に基づく移転方法や無許可墓地対策に関する周知(パンフレット)が必要と思われる。	環境課
	2)無 許可墓 地対策	①普及啓 発の充実	×	現在なし	同上	環境課
		②無許可 墓地の取 り締まり	×	墓埋法はあるが、特に指導等なし	住宅地の拡大と、親族墓地から夫婦や1個人のみの墓へ需要が変化していることから、乱	環境課

基本施策	個別施策	取組施策	進捗評価	実施状況	現在の課題と今後の施策の展開	実施主体
					立した墓地の縮小や整理が必要となり、今後、取り締まりが必要となる。 合わせて、墓地台帳の整理(電子化・現在の管理者の特定)も必要。	
(5)既存墓地対策	①墓地管理代行の促進		×	実態不明	民間サービスとして、需要が出てくる。 墓埋法が墓地経営者を地方公共団体・宗教法人・公益団体に限定している趣旨が、恒久的な墓地の管理としている事を考えると、一時的には良いが恒久的には望ましい状況ではない。	環境課
	②墓地の維持管理の意識の向上		△	現在、特に周知無し	個人墓地、飛び地区、郷友会墓地、民間墓園など墓地の維持管理の意識の向上が必要。	環境課

1 進捗評価:◎達成又は順調に進捗 ○2／3程度達成 △さらに努力・改善が必要 ×未実施

2
3

3-5 アンケート調査

(1)アンケート調査の目的

石垣市墓地基本計画の改定にあたって、墓地については地域における習慣、宗教観などが大きく影響することから、地域住民の意見を把握し計画に反映するために、墓地に関するアンケートを実施しました。

(2)アンケート調査の実施方法

アンケート調査は、以下の方法で実施しました。

項目	内容
調査の対象者	・石垣市にお住いの 18 歳以上の方
配布部数	・3,000 票
抽出方法	・無作為抽出
調査の期間	・令和6年5月 30 日～令和6年6月 17 日 ※調査期間終了後も一定期間調査票の回収を行った
調査方法	・郵送配布、郵送回収 ・Web 回答
回収数	・郵送受取…428 票 　・Web 回答…158 票 　・合計…586 票
回収率	・郵送受取…14.27% 　・Web 回答…5.27% 　・合計…19.53%

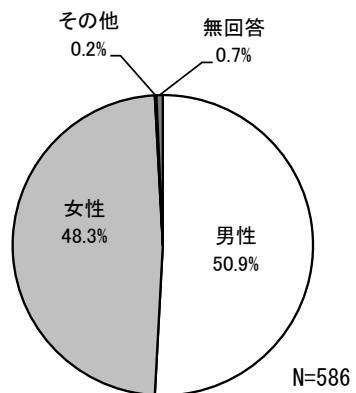
1 (3)アンケート調査結果

2 ①本人について

3 問1 あなたの性別を教えてください。

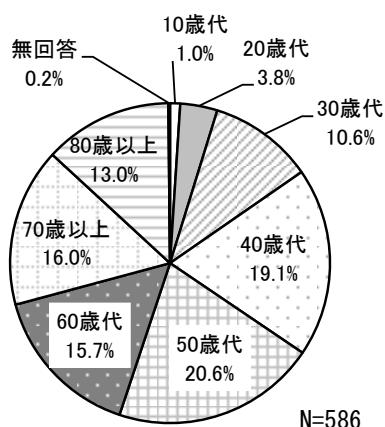
4 (あてはまるもの1つに○)

	1	2	3	4	全体
回答数	298	283	1	4	586
割合	50.9%	48.3%	0.2%	0.7%	100.0%



14 問2 あなたの年齢を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

15 年齢は、「50歳代」が20.6%で最も多く、次いで「40歳代」の19.1%などとなっています。



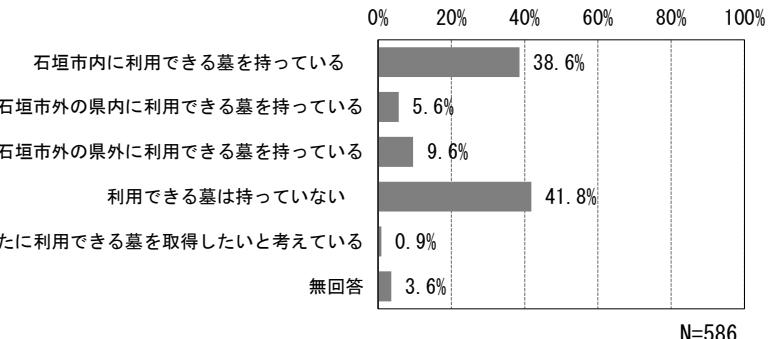
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	全体
回答数	6	22	62	112	121	92	94	76	1	586
割合	1.0%	3.8%	10.6%	19.1%	20.6%	15.7%	16.0%	13.0%	0.2%	100.0%

1 ②墓地の所持状況

2 問9 現在、あなたは、あなた自身が利用できるお墓をお持ちですか。

3 (あてはまるもの1つに○)

4 自身が利用できるお墓については、「利用できる墓は持っていない」が 41.8%と最も多
5 <、次いで「石垣市内に利用できる墓を持っている」が 38.6%などとなっています。

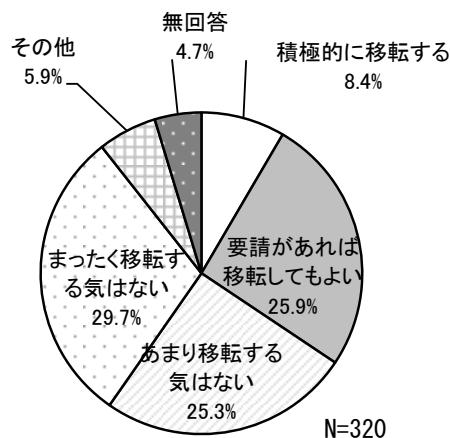


	1	2	3	4	5	6	全体
	石垣市内に利用できる墓を持っている	石垣市外の県内に利用できる墓を持っている	石垣市外の県外に利用できる墓を持っている	利用できる墓は持っていない	石垣市内又は市外に利用できる墓を持っているが、新たに利用できる墓を取得したいと考えている	無回答	
回答数	226	33	56	245	5	21	586
割合	38.6%	5.6%	9.6%	41.8%	0.9%	3.6%	-

20 ③墓地所持世帯の公共墓地の利用意向

21 問 18 あなたは、公共の墓地が市内に整備された場合、墓の移転について、どう思われますか。(あてはまるもの1つに○)

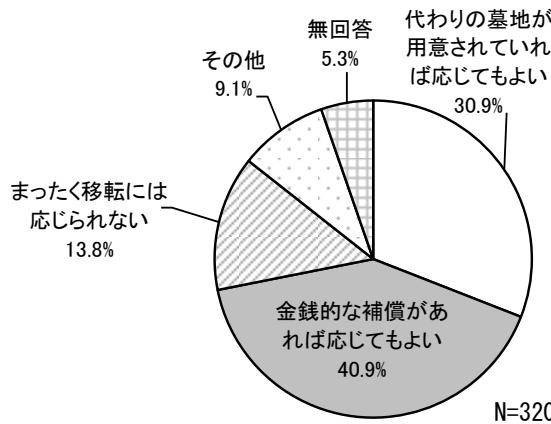
22 公共の墓地が市内に整備された場合の墓の移転については、「まったく移転する気はない」が 29.7%と最も多く、次いで「あまり移転する気はない」が 25.7%、「要請があれば移転してもよい」が 25.3%などとなっています。



	1	2	3	4	5	6	全体
	積極的に移転する	要請があれば移転してもよい	あまり移転する気はない	まったく移転する気はない	その他	無回答	
回答数	27	83	81	95	19	15	320
割合	8.4%	25.9%	25.3%	29.7%	5.9%	4.7%	100.0%

1 問 19 あなたは、道路や公共施設の整備に伴い墓の移転要請があった場合、墓の移転要
2 請について、どう思われますか。(あてはまるもの1つに○)

3 道路や公共施設の整備に伴う墓の移転要請については、「金銭的な補償があれば応じてもよい」が 40.9% と最も多く、次いで「代わりの墓地が用意されれば応じてもよい」が 30.9%、「まったく移転には応じられない」が 13.8% などとなっています。

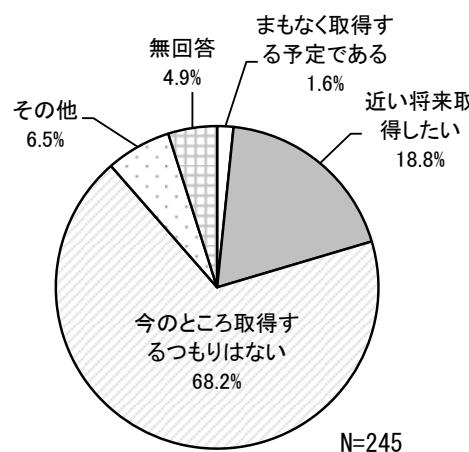


	1 代わりの墓地が用意されれば応じてもよい	2 金銭的な補償があれば応じてもよい	3 まったく移転には応じられない	4 その他	5 無回答	全体
回答数	99	131	44	29	17	320
割合	30.9%	40.9%	13.8%	9.1%	5.3%	100.0%

④墓地取得の意思

問 20 あなたは、墓を取得したいとお考えですか。(あてはまるもの1つに○)

墓を取得したいかについては、「今のところ取得するつもりはない」が 68.2% と最も多く、次いで「近い将来取得したい」が 18.8% などとなっています。



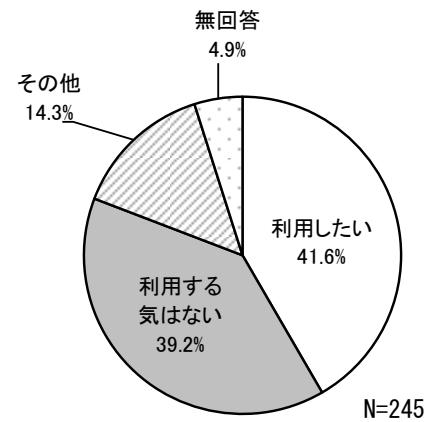
	1 まもなく取得する予定である	2 近い将来取得したい	3 今のところ取得するつもりはない	4 その他	5 無回答	全体
回答数	4	46	167	16	12	245
割合	1.6%	18.8%	68.2%	6.5%	4.9%	100.0%

1 ⑤墓地不所持世帯の公共墓地の利用意向

2 問 22 あなたが公共の墓地が市内に整備された場合、その墓地を利用したいと思います
3 か。(あてはまるもの1つに○)

4 公共の墓地が市内に整備された場合に利用したいかについては、「利用したい」が
5 41.6%と最も多く、次いで「利用する気はない」が39.2%などとなっています。

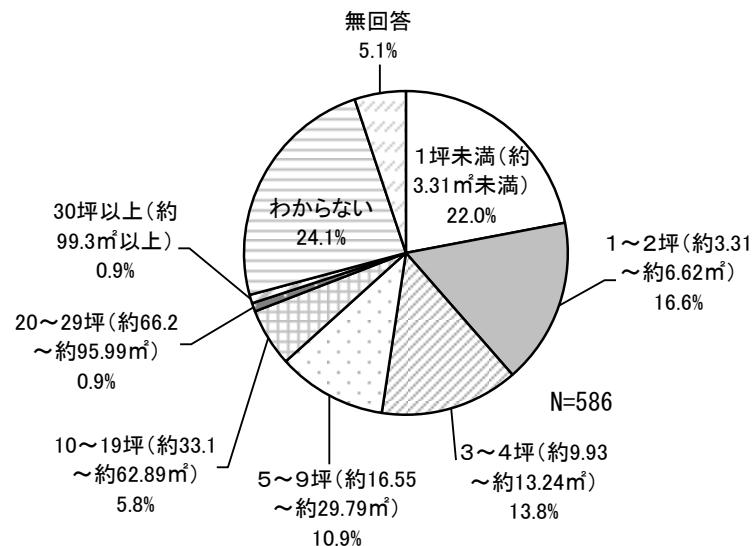
	1	2	3	4	全体
	利用したい	利用する気はない	その他	無回答	
回答数	102	96	35	12	245
割合	41.6%	39.2%	14.3%	4.9%	100.0%



16 ⑥取得墓地の規模(面積)

17 問 24 あなたが墓を新に作ることになった場合、望ましいと考える大きさはどの程度です
18 か。(あてはまるもの1つに○)

19 望ましいと考える墓の大きさについては、「わからない」が24.1%と最も多く、次いで「1
20 坪未満(約3.31m²未満)」が22.0%などとなっています。



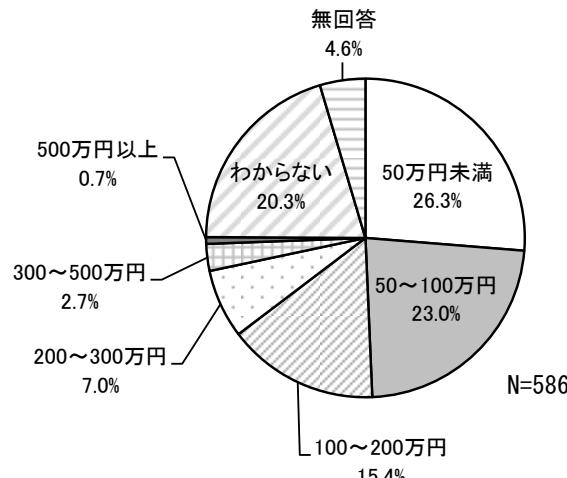
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	全体
	1坪未満(約3.31m ² 未満)	1~2坪(約3.31~約6.62m ²)	3~4坪(約9.93~約13.24m ²)	5~9坪(約16.55~約29.79m ²)	10~19坪(約33.1~約62.89m ²)	20~29坪(約66.2~約95.99m ²)	30坪以上(約99.3m ² 以上)	わからない	無回答	
回答数	129	97	81	64	34	5	5	141	30	586
割合	22.0%	16.6%	13.8%	10.9%	5.8%	0.9%	0.9%	24.1%	5.1%	100.0%

1 ⑦取得墓地の費用

2 問 25 あなたが墓を新に作ることになった場合、適當と考える予算はいくらですか。

3 (あてはまるもの1つに○)

4 適當と考える予算については、「50 万円未満」が 26.3%と最も多く、次いで「50～100 万円」が 23.0%などとなっています。

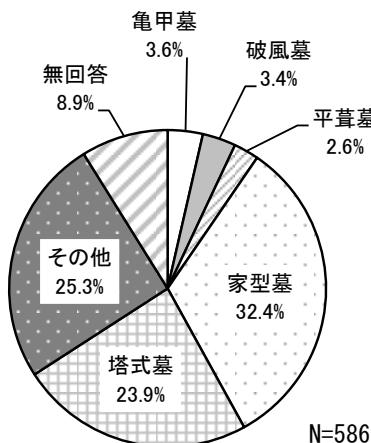


	1	2	3	4	5	6	7	8	全体
	50万円未満	50～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500万円以上	わからない	無回答	
回答数	154	135	90	41	16	4	119	27	586
割合	26.3%	23.0%	15.4%	7.0%	2.7%	0.7%	20.3%	4.6%	100.0%

22 ⑧取得墓地の墳墓の種類

23 問 26 あなたが墓を新に作ることになった場合、どのような墓の種類が望ましいとお考えですか。(あてはまるもの1つに○)

25 望ましい墓の種類については、「家型墓」が 32.4%と最も多く、次いで「その他（「納骨堂」「樹木葬」など）」が 25.3%、「塔式墓」が 23.9%などとなっています。



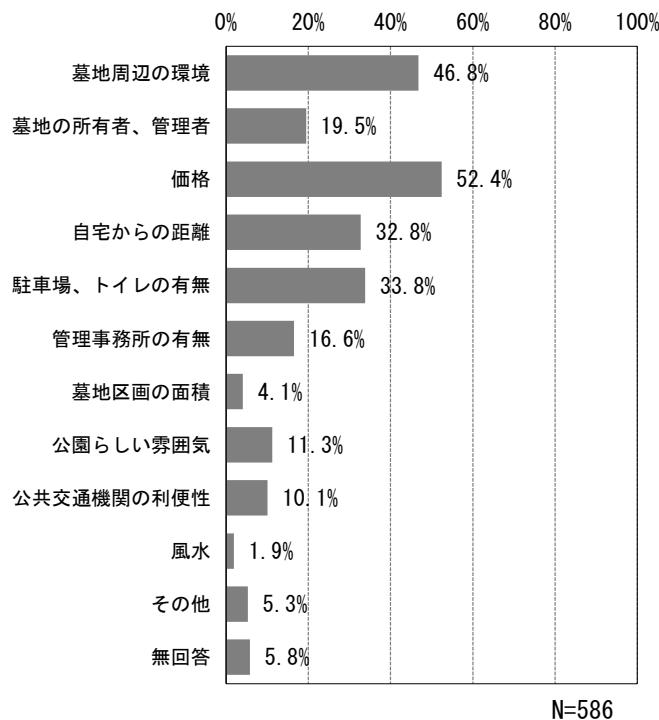
	1	2	3	4	5	6	7	全体
	亀甲墓	破風墓	平葺墓	家型墓	塔式墓	その他	無回答	
回答数	21	20	15	190	140	148	52	586
割合	3.6%	3.4%	2.6%	32.4%	23.9%	25.3%	8.9%	100.0%

1 ⑨墓地取得時の選定要件

2 問 28 あなたが墓を新に作ることになった場合、墓地を選ぶ際、重視する点はなんですか。

3 (あてはまるもの3つまでに○)

4 墓地を選ぶ際に重視する点については、「価格」が 52.4%と最も多く、次いで「墓地周
5 辺の環境」が 46.8%、「駐車場、トイレの有無」が 33.8%などとなっています。



N=586

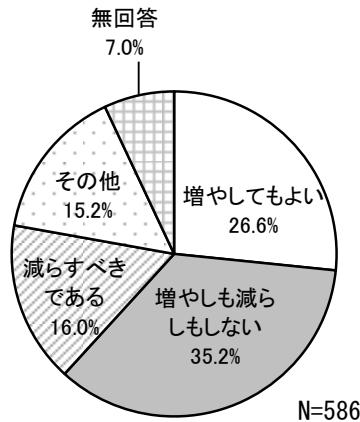
	1	2	3	4	5	6	7
	墓地周辺の環境	墓地の所有者、管理者	価格	自宅からの距離	駐車場、トイレの有無	管理事務所の有無	墓地区画の面積
回答数	274	114	307	192	198	97	24
割合	46.8%	19.5%	52.4%	32.8%	33.8%	16.6%	4.1%

	8	9	10	11	12	全体
	公園らしい雰囲気	公共交通機関の利便性	風水	その他	無回答	
回答数	66	59	11	31	34	586
割合	11.3%	10.1%	1.9%	5.3%	5.8%	100.0%

1 ⑩墓地数増減に関する意向

2 問 34 あなたは、今後の石垣市における墓地の数のあり方について、どのように思われま
3 すか。(あてはまるもの1つに○)

4 今後の石垣市における墓地の数のあり方については、「増やしも減らしもしない」が
5 35.2%と最も多く、次いで「増やしてもよい」が 26.6%、「減らすべきである」が 16.0%
6 などとなっています。

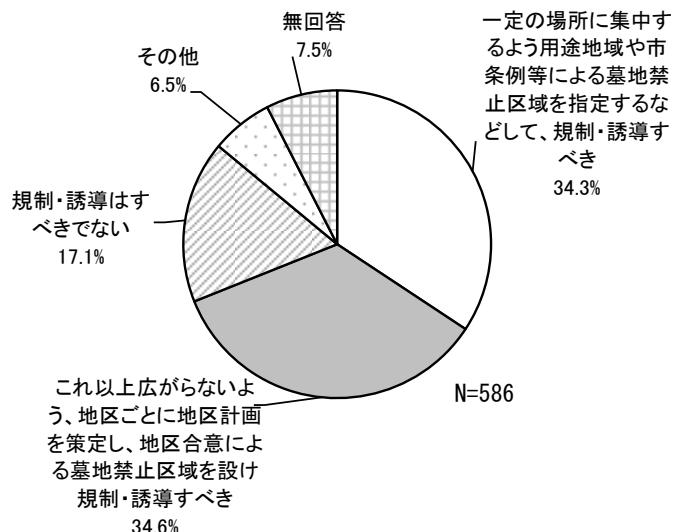


	1	2	3	4	5	全体
回答数	156	206	94	89	41	586
割合	26.6%	35.2%	16.0%	15.2%	7.0%	100.0%

1 ⑪墓地設置場所のあり方

2 問 35 墓地埋葬法では原則として個人による墓地経営は認められておりません。但し、沖
3 縄県下では古くから伝統的な慣習として個人で墓地を所有することが根強いこと
4 から容認されてきました。あなたは、今後の墓地の設置場所のあり方について、どのように思われますか。(あてはまるもの1つに○)

5 今後の墓地の設置場所のあり方については、「これ以上広がらないよう、地区ごとに地
6 区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき」が 34.6%と最
7 も多く、次いで「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指
8 定するなどして、規制・誘導すべき」が 34.3%、「規制・誘導はすべきではない」が 17.1%
9 などとなっています。



	1	2	3	4	5	全体
回答数	201	203	100	38	44	586
割合	34.3%	34.6%	17.1%	6.5%	7.5%	100.0%

1 ○地区別の墓地設置場所のあり方(クロス集計)

2 地区別での今後の墓地の設置場所のあり方については、北部地区や西部地区、東部地区ともに「これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき」が最も多い意見となっています。中心部地区は「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき」が最も多い意見となっています。

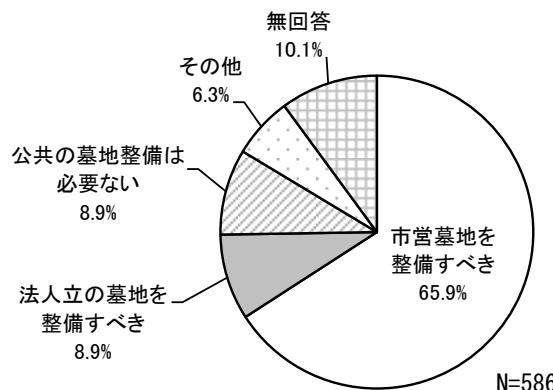
		1 一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき	2 これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき	3 規制・誘導はすべきでない	4 その他	5 無回答	全体
北部地区	桃里(N=1)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	伊原間(N=8)	3 37.5%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	8 100.0%
	平久保(N=3)	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
	野底(N=4)	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
	地区合計(N=16)	4 25.0%	5 31.3%	3 18.8%	2 12.5%	2 12.5%	16 100.0%
西部地区	名蔵(N=5)	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	5 100.0%
	崎枝(N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	川平(N=9)	2 22.2%	3 33.3%	2 22.2%	2 22.2%	0 0.0%	9 100.0%
	桴海(N=6)	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
	地区合計(N=21)	6 28.6%	8 38.1%	3 14.3%	2 9.5%	2 9.5%	21 100.0%
東部地区	大浜(N=46)	11 23.9%	21 45.7%	10 21.7%	3 6.5%	1 2.2%	46 100.0%
	宮良(N=18)	3 16.7%	9 50.0%	4 22.2%	1 5.6%	1 5.6%	18 100.0%
	白保(N=16)	4 25.0%	6 37.5%	4 25.0%	0 0.0%	2 12.5%	16 100.0%
	地区合計(N=80)	18 22.5%	36 45.0%	18 22.5%	4 5.0%	4 5.0%	80 100.0%
	登野城(N=130)	38 29.2%	44 33.8%	27 20.8%	13 10.0%	8 6.2%	130 100.0%
中心部地区	大川(N=49)	20 40.8%	10 20.4%	11 22.4%	3 6.1%	5 10.2%	49 100.0%
	石垣(N=56)	16 28.6%	21 16.2%	11 8.5%	2 1.5%	6 4.6%	56 43.1%
	新川(N=88)	32 36.4%	32 36.4%	8 9.1%	7 8.0%	9 10.2%	88 100.0%
	美崎町(N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	新栄町(N=17)	9 52.9%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 100.0%
	浜崎町(N=16)	7 43.8%	3 18.8%	6 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
	八島町(N=4)	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	平得(N=40)	14 35.0%	15 37.5%	6 15.0%	2 5.0%	3 7.5%	40 100.0%
	真栄里(N=65)	34 52.3%	19 29.2%	6 9.2%	3 4.6%	3 4.6%	65 100.0%
	地区合計(N=466)	172 36.9%	154 33.0%	76 16.3%	30 6.4%	34 7.3%	466 100.0%

1 ⑫公共墓地整備に関する意向

2 問 38 あなたは、公共墓地の整備について、どのように思われますか。

3 (あてはまるもの1つに○)

4 公共墓地の整備については、「市営墓地を整備すべき」が 65.9%と最も多く、次いで
5 「法人立の墓地を整備すべき」、「公共の墓地整備は必要ない」がともに 8.9%などとなっ
6 ています。

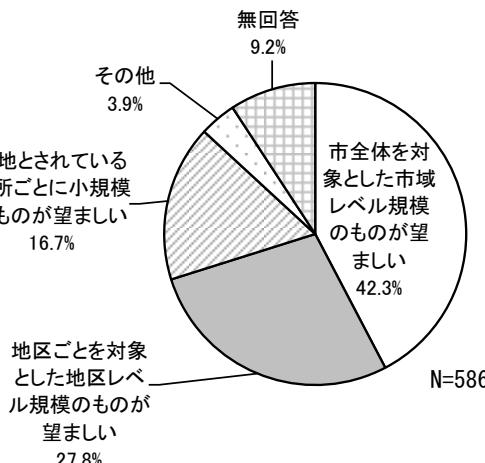


	1	2	3	4	5	全体
	市営墓地を整備すべき	法人立の墓地を整備すべき	公共の墓地整備は必要ない	その他	無回答	
回答数	386	52	52	37	59	586
割合	65.9%	8.9%	8.9%	6.3%	10.1%	100.0%

22 ⑬公共墓地整備の場所と規模

23 問 39 あなたは、公共墓地の整備にあたり、その場所と規模について、どのように思われ
24 ますか。(あてはまるもの1つに○)

25 公共墓地の整備の場所と規模については、「市全体を対象とした市域レベル規模のものが
26 望ましい」が 42.3%と最も多く、次いで「地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが
27 望ましい」が 27.9%、「墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい」が 16.7
28 などとなっています。



	1	2	3	4	5	全体
	市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい	地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい	墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい	その他	無回答	
回答数	248	163	98	23	54	586
割合	42.3%	27.8%	16.7%	3.9%	9.2%	100.0%

1 ○地区別の公共墓地整備の場所と規模(クロス集計)

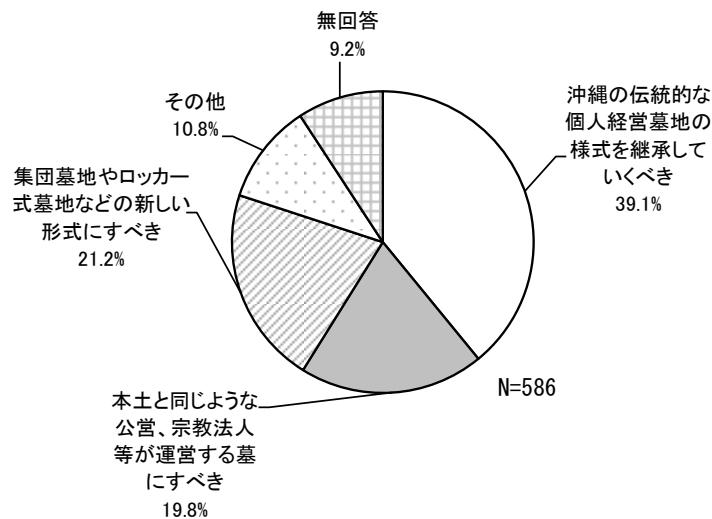
2 地区別の公共墓地の整備の場所と規模については、北部地区や西部地区、東部地区とも
3 に「地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい」が最も多い意見となっています。
4 中心部地区は「市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい」が最も多い意見
5 となっています。

		1 市全体を対象とした 市域レベル規模の ものが望ましい	2 地区ごとを対象とし た地区レベル規模 のものが望ましい	3 墓地とされている場 所ごとに小規模なも のが望ましい	4 その他	5 無回答	全体
北部地区	桃里(N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	伊原間(N=8)	2 25.0%	2 25.0%	3 37.5%	0 0.0%	1 12.5%	8 100.0%
	平久保(N=3)	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 33.3%	3 100.0%
	野底(N=4)	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	地区合計(N=16)	5 31.3%	5 31.3%	4 25.0%	0 0.0%	2 12.5%	16 100.0%
西部地区	名蔵(N=5)	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	崎枝(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
	川平(N=9)	2 22.2%	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	9 100.0%
	桴海(N=6)	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
	地区合計(N=21)	6 28.6%	9 42.9%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	21 100.0%
東部地区	大浜(N=46)	16 34.8%	16 34.8%	9 19.6%	1 2.2%	4 8.7%	46 100.0%
	宮良(N=18)	7 38.9%	9 50.0%	1 5.6%	0 0.0%	1 5.6%	18 100.0%
	白保(N=16)	5 31.3%	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	3 18.8%	16 100.0%
	地区合計(N=80)	28 35.0%	32 40.0%	11 13.8%	1 1.3%	8 10.0%	80 100.0%
	登野城(N=130)	54 41.5%	28 21.5%	31 23.8%	4 3.1%	13 10.0%	130 100.0%
中心部地区	大川(N=49)	26 53.1%	8 16.3%	9 18.4%	2 4.1%	4 8.2%	49 100.0%
	石垣(N=56)	22 39.3%	16 28.6%	9 16.1%	3 5.4%	6 10.7%	56 100.0%
	新川(N=88)	38 43.2%	23 26.1%	15 17.0%	7 8.0%	5 5.7%	88 100.0%
	美崎町(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
	新栄町(N=17)	10 58.8%	4 23.5%	2 11.8%	0 0.0%	1 5.9%	17 100.0%
	浜崎町(N=16)	10 62.5%	3 18.8%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	16 100.0%
	八島町(N=4)	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	平得(N=40)	15 37.5%	15 37.5%	4 10.0%	1 2.5%	5 12.5%	40 100.0%
	真栄里(N=65)	32 49.2%	18 27.7%	8 12.3%	2 3.1%	5 7.7%	65 100.0%
	地区合計(N=466)	209 44.8%	116 24.9%	81 17.4%	20 4.3%	40 8.6%	466 100.0%

1 ⑭今後の石垣市における墓の形式のあり方

2 問42 あなたは、今後の石垣市における墓の形式のあり方について、どのように思われますか。(あてはまるもの1つに○)

3 墓の形式のあり方については、「沖縄の伝統的な個人経営墓地の様式を継承していくべき」が39.1%と最も多く、次いで「集団墓地やロッカーハウス墓地などの新しい形式にすべき」が21.2%、「本土と同じような公営、宗教法人等が運営する墓にすべき」が19.8%などとなっています。



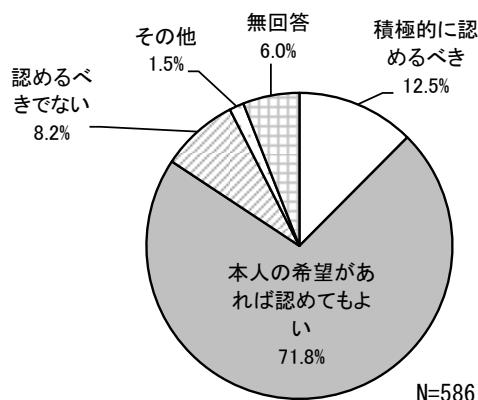
	1	2	3	4	5	全体
回答数	229	116	124	63	54	586
割合	39.1%	19.8%	21.2%	10.8%	9.2%	100.0%

15 ⑮散骨の認可に関する意向

16 問43 あなたは、散骨(遺骨を海や山にまくこと)に対して、どのように思われますか。

17 (あてはまるもの1つに○)

18 散骨については、「本人の希望があれば認めてよい」が71.8と最も多く、次いで「積極的に認めるべき」が12.2%、「認めるべきでない」が8.2%などとなっています。



	1	2	3	4	5	全体
回答数	73	421	48	9	35	586
割合	12.5%	71.8%	8.2%	1.5%	6.0%	100.0%

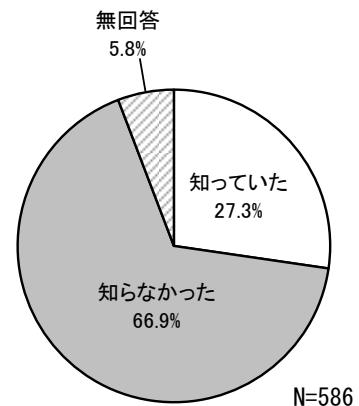
1 ⑯墓地の経営許可申請・設置基準の認識

2 問 46 あなたは、墓を建てる際に、墓地の経営許可申請が必要なことを知っていましたか。

3 (あてはまるもの1つに○)

4 墓地の経営許可申請については、「知らなかった」が 66.9%と最も多く、次いで「知っていた」が 27.3%となっています。

	1	2	3	全体
	知っていた	知らなかった	無回答	
回答数	160	392	34	586
割合	27.3%	66.9%	5.8%	100.0%

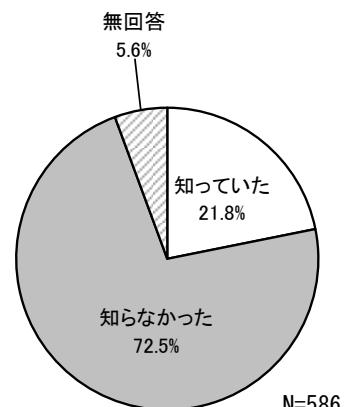


16 問 47 あなたは、墓を建てる際に、墓地の設置基準(道路や川からの距離、公共施設や人
17 家からの距離、周辺の美観への配慮など)があることを知っていましたか。

18 (あてはまるもの1つに○)

19 墓地の設置基準については、「知らなかった」が 72.5%と最も多く、次いで「知っていた」
20 が 21.8%となっています。

	1	2	3	全体
	知っていた	知らなかった	無回答	
回答数	128	425	33	586
割合	21.8%	72.5%	5.6%	100.0%

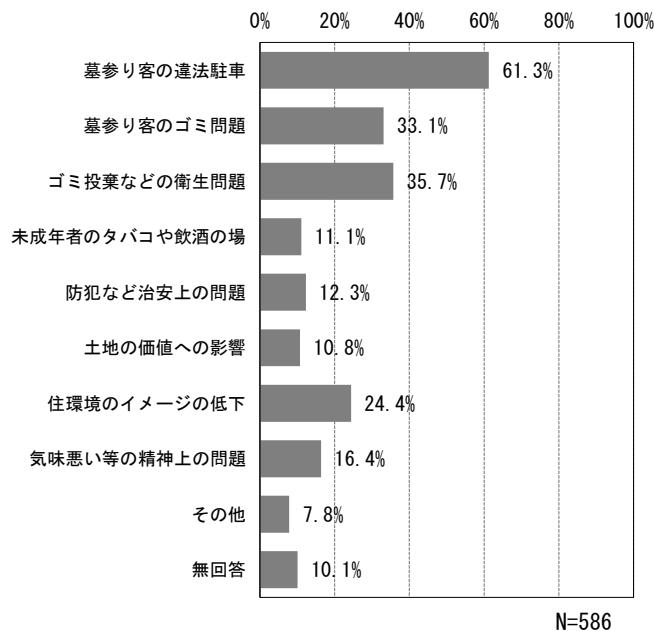


1 ⑯墓地等の問題

2 問 50 あなたの自宅周辺に墓地(納骨堂等をも含む)がある。またはあった場合、どのような問題がありますか。また、考えられますか。(あてはまるもの3つまでに○)

3 墓地の問題については、「墓参り客の違法駐車」が 61.3%と最も多い、次いで「ゴミ投棄

4 などの衛生問題」が 35.7%、「墓参り客のゴミ問題」が 33.1%などとなっています。



N=586

	1	2	3	4	5	6
	墓参り客の違法駐車	墓参り客のゴミ問題	ゴミ投棄などの衛生問題	未成年者のタバコや飲酒の場	防犯など治安上の問題	土地の価値への影響
回答数	359	194	209	65	72	63
割合	61.3%	33.1%	35.7%	11.1%	12.3%	10.8%

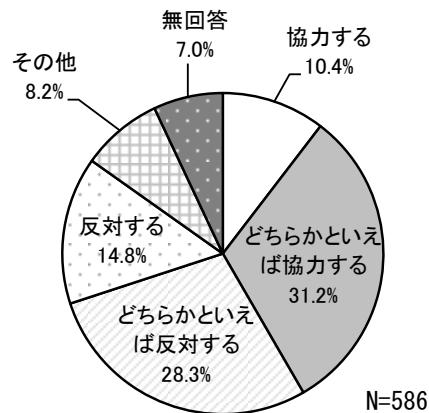
	7	8	9	10	全体
	住環境のイメージの低下	気味悪い等の精神上の問題	その他	無回答	
回答数	143	96	46	59	586
割合	24.4%	16.4%	7.8%	10.1%	-

1 ⑯墓地整備への対応

2 問 51 あなたの自宅周辺に墓地(納骨堂等をも含む)が新に整備されると仮定した場合、

3 あなたは、どのように対応されますか。(あてはまるもの1つに○)

4 自宅周辺に新たに墓地が整備されたと仮定した場合の対応については、「どちらかとい
5 えは協力する」が31.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば反対する」が28.3%、「反
6 対する」が14.8%などとなっています。



	1	2	3	4	5	6	全体
回答数	61	183	166	87	48	41	586
割合	10.4%	31.2%	28.3%	14.8%	8.2%	7.0%	100.0%

1 ○地区別の墓地整備への対応(クロス集計)

2 地区別の自宅周辺に新たに墓地が整備されたと仮定した場合の対応については、北部
3 地区や東部地区、中心部地区ともに「どちらかといえば協力する」が最も多い意見となっ
4 ています。西部地区は「協力する」、「どちらかといえば反対する」が最も多い意見となっ
5 ています。

		1 協力する	2 どちらかといえば 協力する	3 どちらかといえば 反対する	4 反対する	5 その他	6 無回答	全体
北部地区	桃里(N=1)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	伊原間(N=8)	0 0.0%	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	8 100.0%
	平久保(N=3)	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	野底(N=4)	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	地区合計(N=16)	3 18.8%	6 37.5%	4 25.0%	2 12.5%	0 0.0%	1 6.3%	16 100.0%
西部地区	名蔵(N=5)	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	崎枝(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	川平(N=9)	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	9 100.0%
	桴海(N=6)	2 33.3%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%
	地区合計(N=21)	6 28.6%	3 14.3%	6 28.6%	2 9.5%	3 14.3%	1 4.8%	21 100.0%
東部地区	大浜(N=46)	3 6.5%	17 37.0%	13 28.3%	10 21.7%	2 4.3%	1 2.2%	46 100.0%
	宮良(N=18)	1 5.6%	6 33.3%	3 16.7%	4 22.2%	2 11.1%	2 11.1%	18 100.0%
	白保(N=16)	3 18.8%	1 6.3%	5 31.3%	4 25.0%	1 6.3%	2 12.5%	16 100.0%
	地区合計(N=80)	7 8.8%	24 30.0%	21 26.3%	18 22.5%	5 6.3%	5 6.3%	80 100.0%
中心部地区	登野城(N=130)	13 10.0%	38 29.2%	46 35.4%	22 16.9%	7 5.4%	4 3.1%	130 100.0%
	大川(N=49)	3 6.1%	19 38.8%	13 26.5%	6 12.2%	4 8.2%	4 8.2%	49 100.0%
	石垣(N=56)	8 14.3%	14 25.0%	15 26.8%	8 14.3%	7 12.5%	4 7.1%	56 100.0%
	新川(N=88)	8 9.1%	40 45.5%	13 14.8%	7 8.0%	11 12.5%	9 10.2%	88 100.0%
	美崎町(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	新栄町(N=17)	1 5.9%	3 17.6%	8 47.1%	2 11.8%	1 5.9%	2 11.8%	17 100.0%
	浜崎町(N=16)	1 6.3%	5 31.3%	5 31.3%	3 18.8%	1 6.3%	1 6.3%	16 100.0%
	八島町(N=4)	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	平得(N=40)	5 12.5%	8 20.0%	14 35.0%	7 17.5%	3 7.5%	3 7.5%	40 100.0%
	真栄里(N=65)	6 9.2%	22 33.8%	17 26.2%	9 13.8%	6 9.2%	5 7.7%	65 100.0%
	地区合計(N=466)	45 9.7%	150 32.2%	134 28.8%	65 13.9%	40 8.6%	32 6.9%	466 100.0%

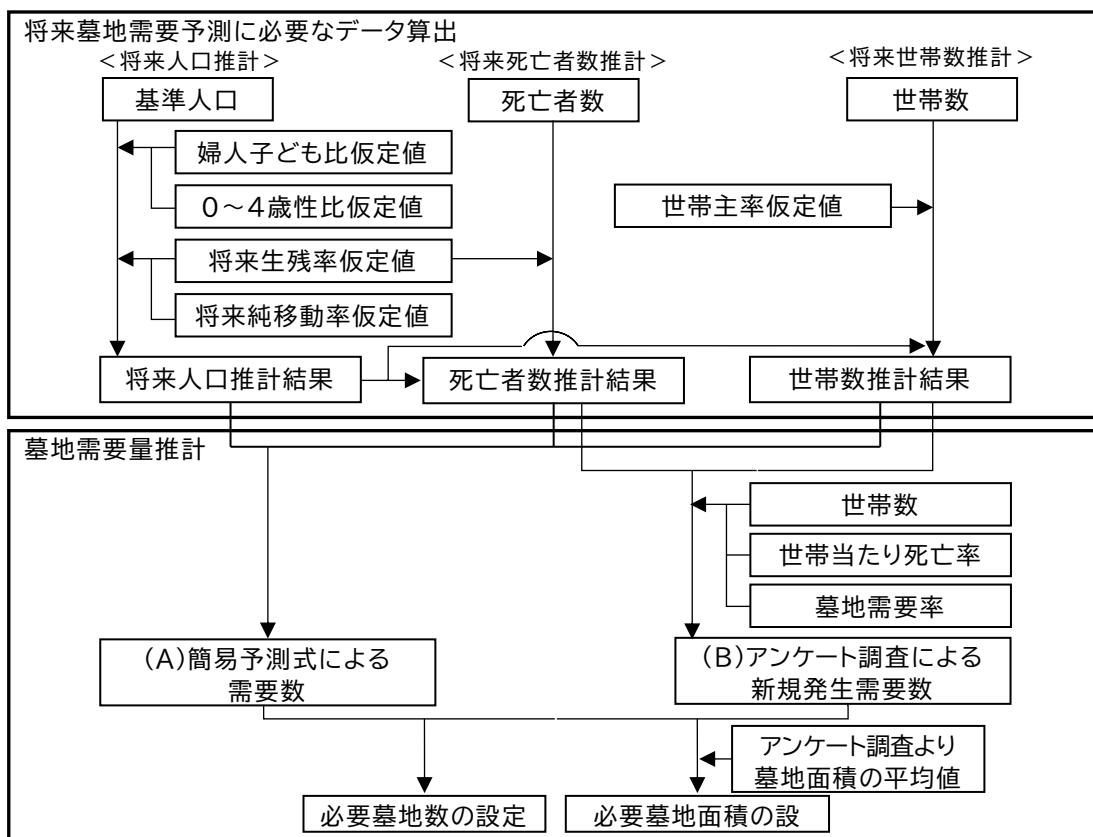
3-6 墓地需要の推計

(1) 墓地需要の求め方

墓地需要数の求め方は、「(A)簡易予測式(沖縄大学吉川博也教授の算出式)」、「(B)アンケート調査による新規発生需要数」の2方式による需要数を試算し、その結果を基に必要墓地数を設定します。

なお、(A)簡易予測式は、①人口による試算、②世帯数による試算、③死者数による試算の3パターンの試算があります。

墓地需要量の推計方法フロー図



(A)簡易予測式(沖縄大学吉川博也教授の算出式)

$$\textcircled{1} \text{総人口} \times 13 \div 10,000 = \text{年間墓地需要数}$$

$$\textcircled{2} \text{総世帯数} \times 4 \div 1,000 = \text{年間墓地需要数}$$

$$\textcircled{3} \text{死者数} \times 0.2 = \text{年間墓地需要数}$$

1 (B)アンケート予測式(市民意向調査結果に基づく予測式)

2 ①世帯数 × 世帯当たり死亡者数^{※1} × 新規墓地需要率^{※2} = 新規墓地需要数

3 ②世帯数 × 世帯当たり死亡者数^{※1} × 移転墓地需要率^{※3} = 新規墓地需要数

4 ^{※1} 世帯当たり死亡者率=死亡者数÷世帯数

5 ^{※2} 新規墓地需要率:「墓を持っていない」と回答したうち「公共墓地を利用したい」と答えた者の割合

6 ^{※3} 移転墓地需要率:公共の墓地が市内に整備された場合、墓の移転について「積極的に移転する」と答えた者の割合

9 (2)墓地需要数の推計結果

10 ○「(A)簡易予測式(沖縄大学吉川博也教授の算出式)」による試算から推計される

11 2025～2034年の10年累計需要数は、次のとおりです。

12 ①人口による試算が620基

13 ②世帯数による試算が840基

14 ③死亡者数による試算が905基

15 ○「(B)アンケート調査による新規発生需要数」による試算から推計される 2025～

16 2034年の10年累計需要数は、次のとおりです。

17 ①新規墓地需要数が790基

18 ②移転需要数が210基

19 と推計されます。

20 以上の結果を踏まえ、新規墓地需要数及び移転希望需要数の設定数は、次のとおり設定します。

設定項目	設定理由と採用数
新規墓地需要数	「人口による試算結果」が最も基礎的かつ信頼性の高い指標であり、長期的な傾向も把握しやすいことから、「人口による試算結果」10年累計需要数620基を採用します。
移転希望需要数	アンケート調査による推計値でしか把握することが出来ないことから、「アンケート調査による移転需要数」10年累計需要数210基を採用します。

21 将来、必要な墓地需要数の設定は、人口によるによる墓地需要数+移転需要数を加えた基数とします。この結果、10年累計ごとの基数は、次のとおりです。

22 ○必要墓地数は、2025～2034年の10年累計で830基、2025～2044年の20年累計で1,675基となります。

1 ■墓地需要数(石垣市全体)

(A)簡易予測式	2025-2029 (年平均)	2030-2034 (年平均)	2035-2039 (年平均)	2040-2044 (年平均)	2034年 10年累計	2044年 20年累計
①人口による試算	62	62	61	61	620	1,230
②世帯数 ツ	83	85	87	87	840	1,710
③死亡者数 ツ	89	92	98	103	905	1,910

(B)アンケート調査による新規発生需要量	2025-2029 (年平均)	2030-2034 (年平均)	2035-2039 (年平均)	2040-2044 (年平均)	2034年 10年累計	2044年 20年累計
①新規墓地需要数	78	80	85	89	790	1,660
②移転需要数	21	21	23	24	210	445

12 ■必要墓地数

	必要墓地基数	
	2034年 10年累計	2044年 20年累計
①新規墓地需要数	620	1,230
②移転需要数	210	445
①、②の合計	830	1,675

1 (3) 基本計画策定に向けた具体的な墓地の種類別需要数積の推計

2 墓地需要数の推計結果を基に、基本計画策定に向けた具体的な墓地(墳墓)の種類別
3 の需要数を市民等のアンケート調査結果より下記のとおり推計します。

4

5 ■ 基本計画策定に向けた具体的な墓所形態別需要数の推計

墓の種類	割合	10年類型	20年累計
		基数	基数
亀甲墓	3.6%	30基	60基
破風墓	3.4%	28基	57基
平葺墓	2.6%	21基	43基
家型墓	32.4%	269基	543基
塔式墓	23.9%	198基	400基
その他*	25.3%	—	—
無回答	8.9%	—	—
計	100.0%	546基	1,103基

6 *その他に関しては樹木葬や散骨など、墓地を望まない方を含むので基数を計上していません。

7

8 ■ アンケート調査結果による墓の割合

9 アンケート調査結果(問26より)による墓の種類別割合は、次のとおりです。

種類	亀甲墓	破風墓	平葺墓	家型墓	塔式墓	その他	無回答	計
回答数	21	20	15	190	140	148	52	586
割合	3.6%	3.4%	2.6%	32.4%	23.9%	25.3%	8.9%	100.0%

3-7 墓地に係る計画課題

(1)新規墓地の規制・誘導

アンケート調査結果において、今後の墓地の設置場所について、「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき」、「これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき」が多い結果となっています。

新規墓地の需要は令和16(2034)年までに620基の需要があると推計されます。新規墓地の設置に当たっては、墓地経営許可申請の啓発が必要です。

無縁墓地の改葬等の利活用できる方策を検討し、新たな墓地需要への対応が必要です。

(2)既存墓地の移設・誘導

「石垣市墓地等の経営許可に関する規則」第5条において、墓地等の設置場所の基準「国道、県道その他の主要道路及び河川から30メートル以上離れていること」、「公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100メートル以上離れていること」が示されていますが、国県道等から30メートル以内、公園学校病院等から100メートル以内に位置する墓地が3割程度あり、今後道路整備や区画整備等の妨げとなることが想定されます。

無許可墓地及び違法な土地に造られた墓地等は、土地利用に支障をきたす可能性があることから、墓地禁止区域、整備区域を明示し、判断が明確となる情報提供を行うとともに、既存墓の誘導・集約化を図る必要があります。

(3)既存墓地の適正管理

高温多湿な亜熱帯海洋性気候帯に属しているため、植物の繁茂等が発生しやすい環境です。アンケート調査結果においても、自宅周辺の墓地の問題について「ゴミ投棄などの衛生問題」が35.7%、「墓参り客のゴミ問題」が33.1%などとなっています。

所有者に対して墓の適正管理、良好な環境維持を促す働きかけが必要です。

(4)無縁墓地対策

核家族化の進行に伴い、墓の管理者や後継者がいないなど無縁墓の発生が考えられます。無縁墓にならないよう、普段から啓発や管理・監視を行い、既に無縁墓化しているものには適切な措置を講じるためのルールが必要です。

(5)伝統的な葬送文化の継承と新たな埋葬形態への対応

墓地や葬送のあり方については、アンケート調査結果において「沖縄の伝統的な個人経営墓地の様式を継承していくべき」が39.1%と最も多く、次いで「集団墓地やロッカ一式墓地などの新しい形式にすべき」が21.2%などとなっています。沖縄の伝統的な個人墓地を継承する一方で、納骨堂、樹木葬、散骨などの新たな形態への需要も一定程度見られます。

伝統的な葬送文化を継承しつつ、墓地・埋葬形態の多様化に配慮した対応が必要です。

1 第4章 計画の基本方針

2 4-1 墓地施策の将来像

3 第5次石垣市総合計画では、将来像として「いつの世までも 魅力と 幸せあふれる 島
4 づくり」を掲げています。これまで石垣市では、平和・健康・繁栄による豊かなまちづくりに
5 市民が励むことを示した石垣市民憲章を掲げ、まちづくりを推進してきました。この将来像
6 は、「平和」や「幸せ」といった普遍的な価値を「協働」や「共生」の考え方を基盤に具体化し
7 「次世代」に紡いでいく意思を表したものです。

8 また、石垣市都市計画マスターplanでは、「日本最南端の自然文化国際交流都市」をま
9 ちの将来像として掲げています。これは、先人たちが悠久の時の流れの中で守り育んでき
10 た亜熱帯の自然環境や美しい景観、歴史風土の中で培われた格調ある文化など、石垣市な
11 らではの魅力を最大限に活かしたまちづくりの理念を表したものです。

12 これらの将来像を踏まえ、墓地のあり方についても、人・自然・歴史文化と共生する関係
13 を未来へ繋いでいく必要があります。そこで、本計画における墓地施策の将来像を「いつの
14 世までも想いをつなぎ 墓と人が共生するまちづくり」と定め、島の景観や住環境と調和し
15 た持続可能な墓地づくりを目指します。

17 いつの世までも想いをつなぎ 墓と人が共生するまちづくり

4-2 墓地施策の基本方針

計画課題を解決するため、墓地施策の基本方針を次のように設定します。

基本方針1 | まちづくりと調和した墓地立地と墓地整備の規制・誘導

新規墓地需要に対応するにあたり、無秩序な墓地開発を防ぐため「石垣市墓地等の経営許可に関する規則」に基づく墓地経営許可申請制度の普及啓発、墓地立地の規制・誘導により、住環境・景観・土地利用などのまちづくりとの調和を図ります。

また、既存墓地が道路や公共施設、住宅地に近接している現状を踏まえ、将来のまちづくりへの影響を回避するため、相談・情報提供を行い既存墓地の移設・誘導を進めます。

基本方針2 | 既存墓地の適正管理

住民の安心と清潔な環境を守る視点から、適正な維持・管理を進めます。衛生・ゴミ問題への対応として、不法投棄防止の啓発など、住民・墓参り客・墓地管理者が協力して環境改善に取り組める仕組みづくりを進めます。

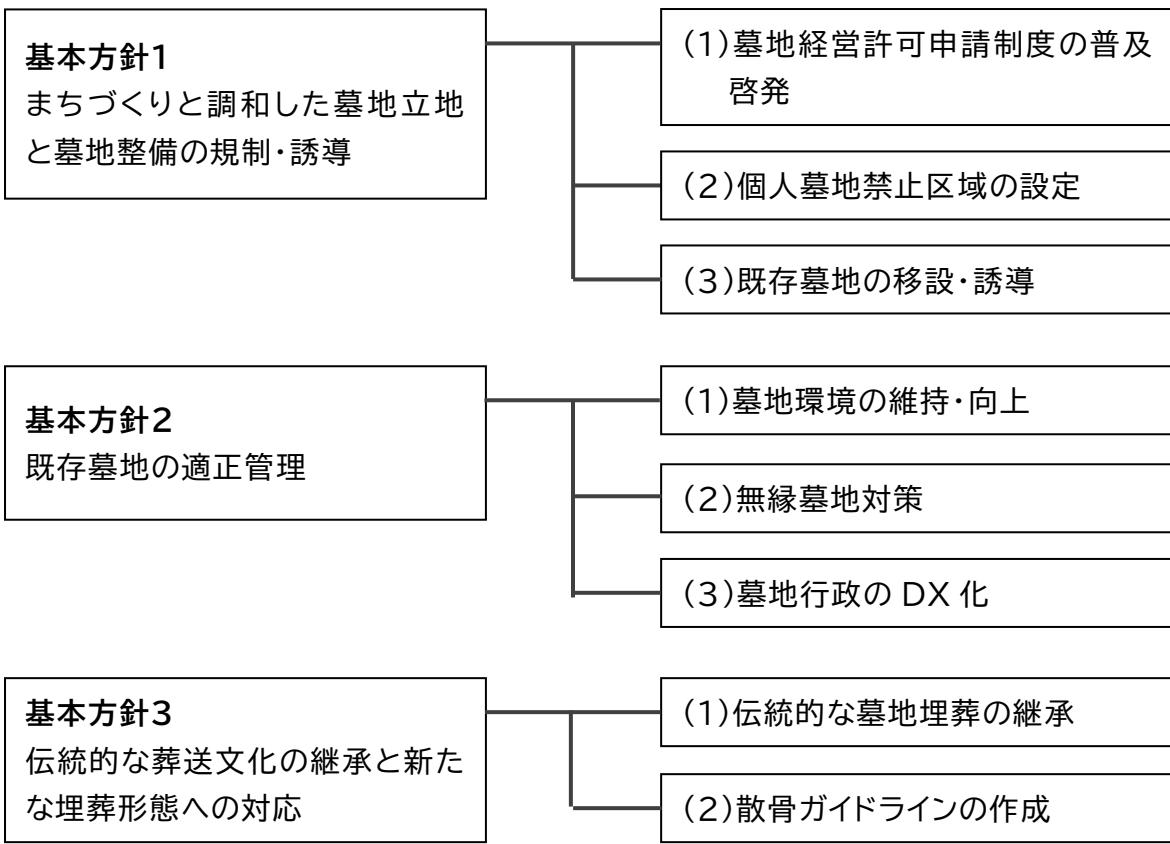
核家族化や生活様式の変化により管理者が不在になるリスクが高まっていることから、住民・墓地所有者・行政が協力し、無縁墓を未然に防ぐ啓発活動を進めます。すでに無縁墓となっている墓地については、必要に応じて改葬手続き、改葬後の合葬墓への集約などを進めます。

墓地等の許可申請手続きなどを効果的かつ効率的に運用するため、墓地行政のDX化を図ります。

基本方針3 | 伝統的な葬送文化の継承と新たな埋葬形態への対応

伝統的な墓地様式と、新しい埋葬ニーズのどちらも暮らしやまちの未来と調和させながら、柔軟に対応できる仕組みを整えます。新たな埋葬形態として、近年「散骨」が注目されていると同時に水源域での散骨に伴う風評被害への懸念などが発生しています。市民の生活環境の保全、漁業や観光産業の関係者とのトラブルの防止等の観点から散骨ガイドラインを作成します。

4-3 施策の体系



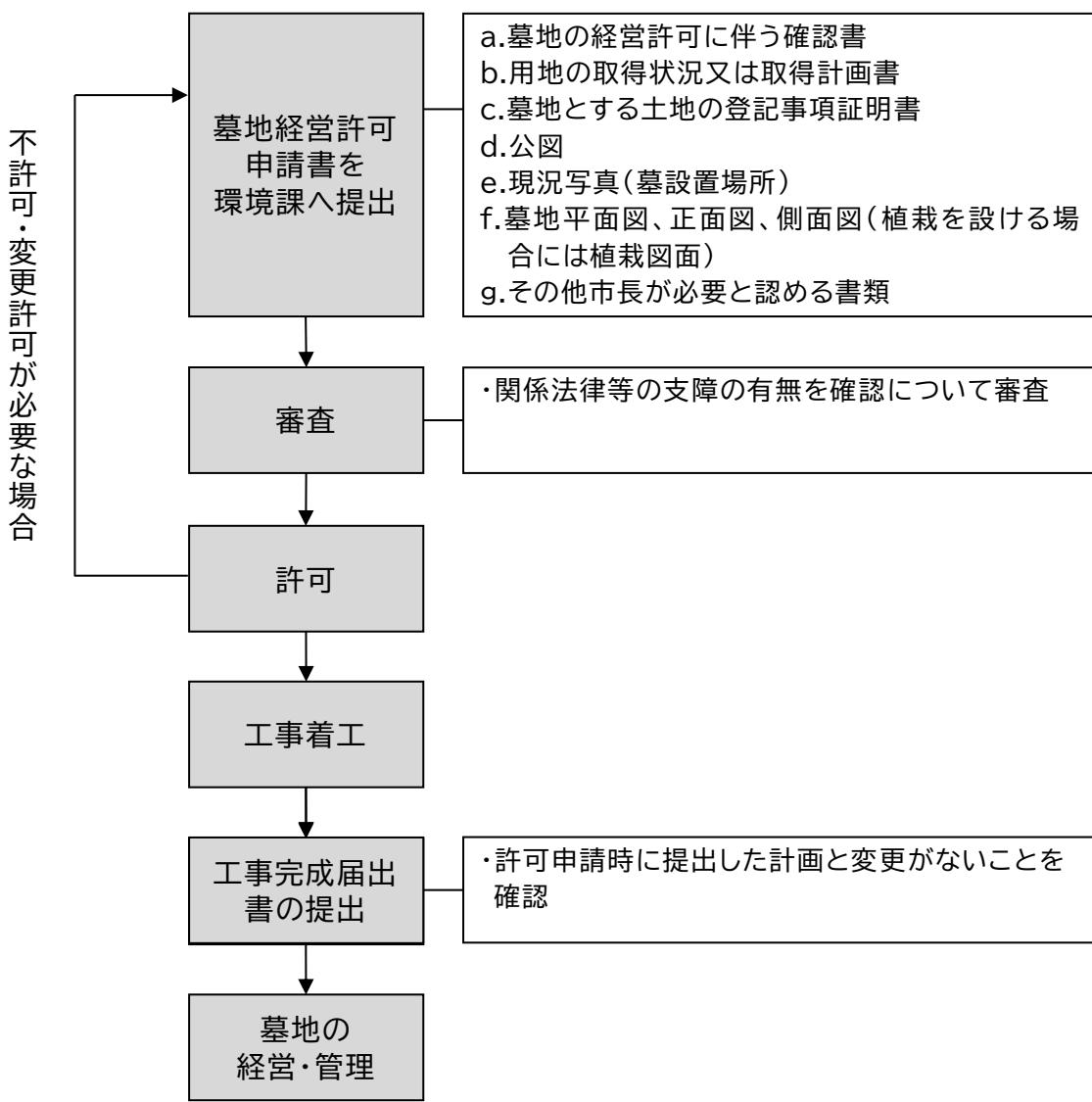
1 第5章 墓地に係る施策の展開

2 基本方針1 墓地の規制・誘導

3 (1)墓地経営許可申請制度の普及啓発

4 認識不足による無許可墓地の発生を防止するため、「墓地、埋葬等に関する法律(第
5 10条第1項)」及び「石垣市墓地等の経営許可に関する規則」に基づく墓地経営許可申
6 請について、市ホームページ、広報、市公式LINE、石垣コミュニティーエフエム等を活用
7 して定期的な普及啓発を行い、市民・墓地建設事業者への周知徹底を図ります。

8 9 10 墓地の経営許可申請手続きの流れ



1 (2)個人墓地禁止区域の設定

2 個人墓地禁止区域の設定にあたっては、以下の考え方を準用して設定します。

3 ①石垣市墓地等の経営許可に関する規則

4 ②法令で制限される区域(用途地域や保安林、鳥獣特別保護区、農用地区域等)

5 ③その他まちづくり計画及び事業地区

6
7 ①「石垣市墓地等の経営許可に関する規則」(第5条 墓地の設置場所の基準)に基づく
8 設定

9 第5条 墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が焼骨
10 を埋蔵する墓地等で土地の状況から、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支障
11 がないと認める場合には、この基準を緩和し、又は適用しないことができる。

12 (1)墓地

13 ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可
14 若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるもの
15 であって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないもの
16 でなければならないこと。

17 イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。

18 ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れてい
19 ること。

20 エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。

21 オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

22 カ 周囲の美観を損ねることがないこと。

24 ②法令で制限される区域に基づく設定

25 ○用途地域(都市計画法)

26 ○農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)

27 ○地域森林計画の対象民有林(森林法)

28 ○保安林(森林法)

29 ○自然公園特別保護地区(自然公園法)

30 ○鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣保護管理法)

31 ○砂防指定地(砂防法)

32 ○地すべり防止区域(地すべり等防止法)

33 ○急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

34 ○史跡名勝天然記念物(史蹟名勝天然紀念物保存法)

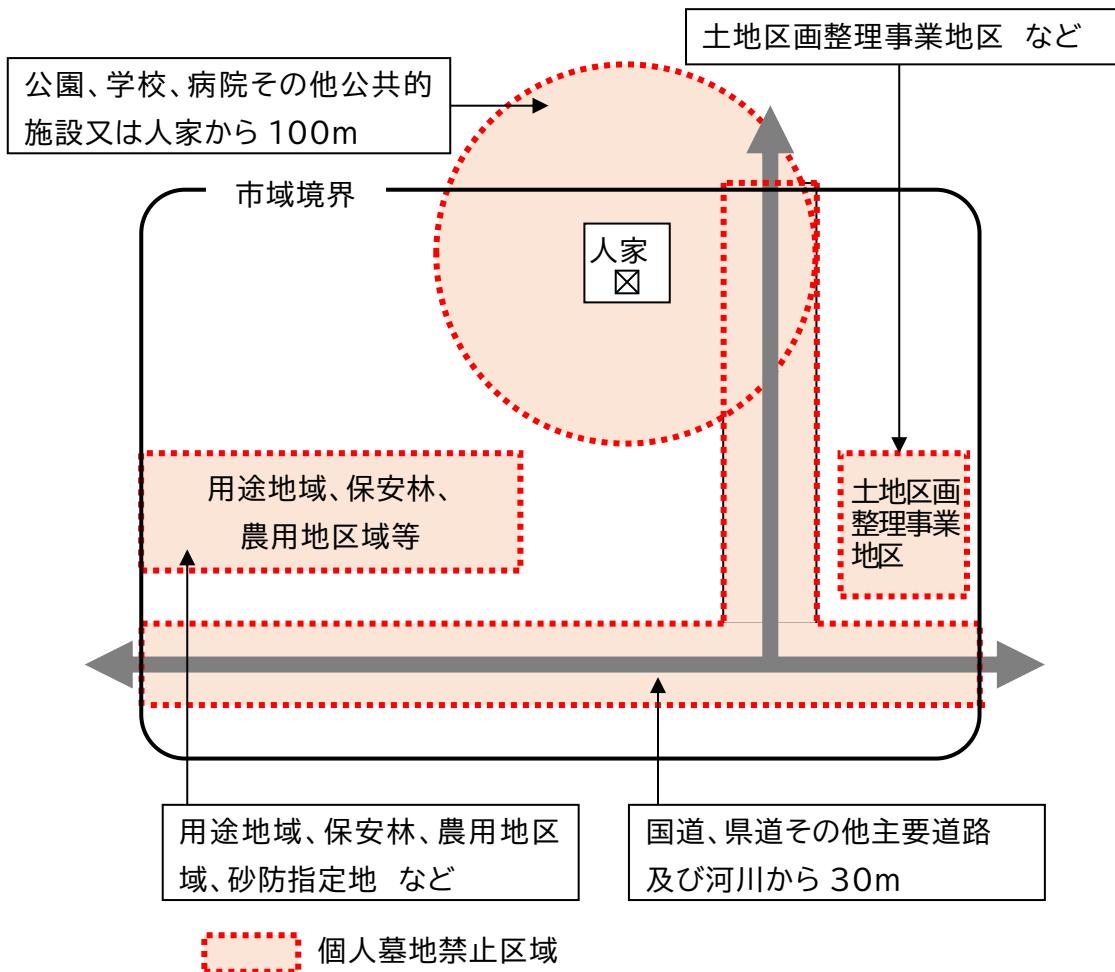
36 ③その他まちづくり計画に基づく設定

37 ○土地区画整理事業地区(良好なまちづくりのため道路や公園等面整備を行った
38 又は行う地区)

39 ○その他のまちづくり計画地区

1 個人墓地禁止区域の設定イメージ
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

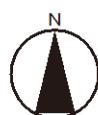
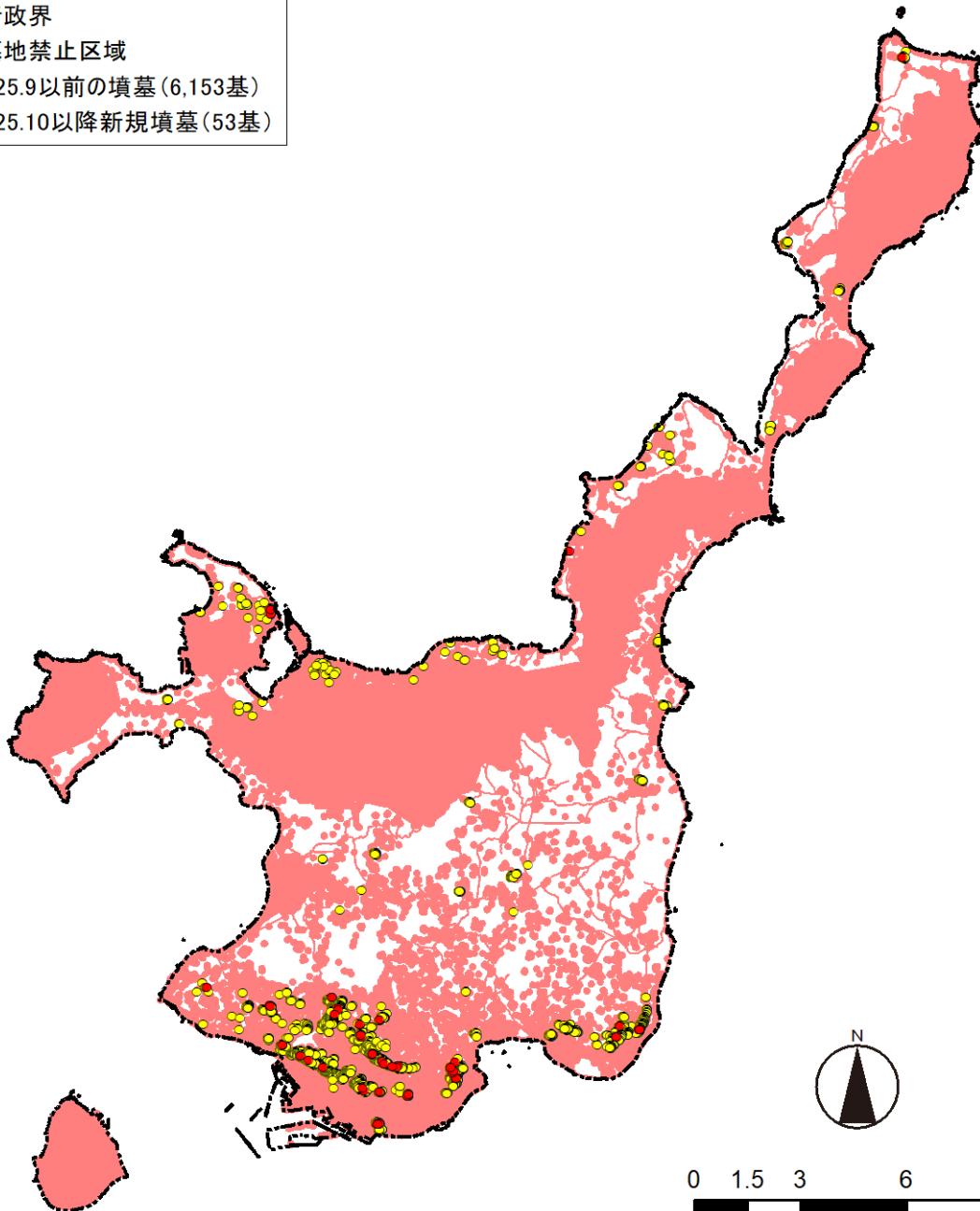
個人墓地禁止区域の設定イメージ



墓地禁止区域図

凡例

- 行政界
- 墓地禁止区域
- H25.9以前の墳墓(6,153基)
- H25.10以降新規墳墓(53基)



0 1.5 3 6 9 km

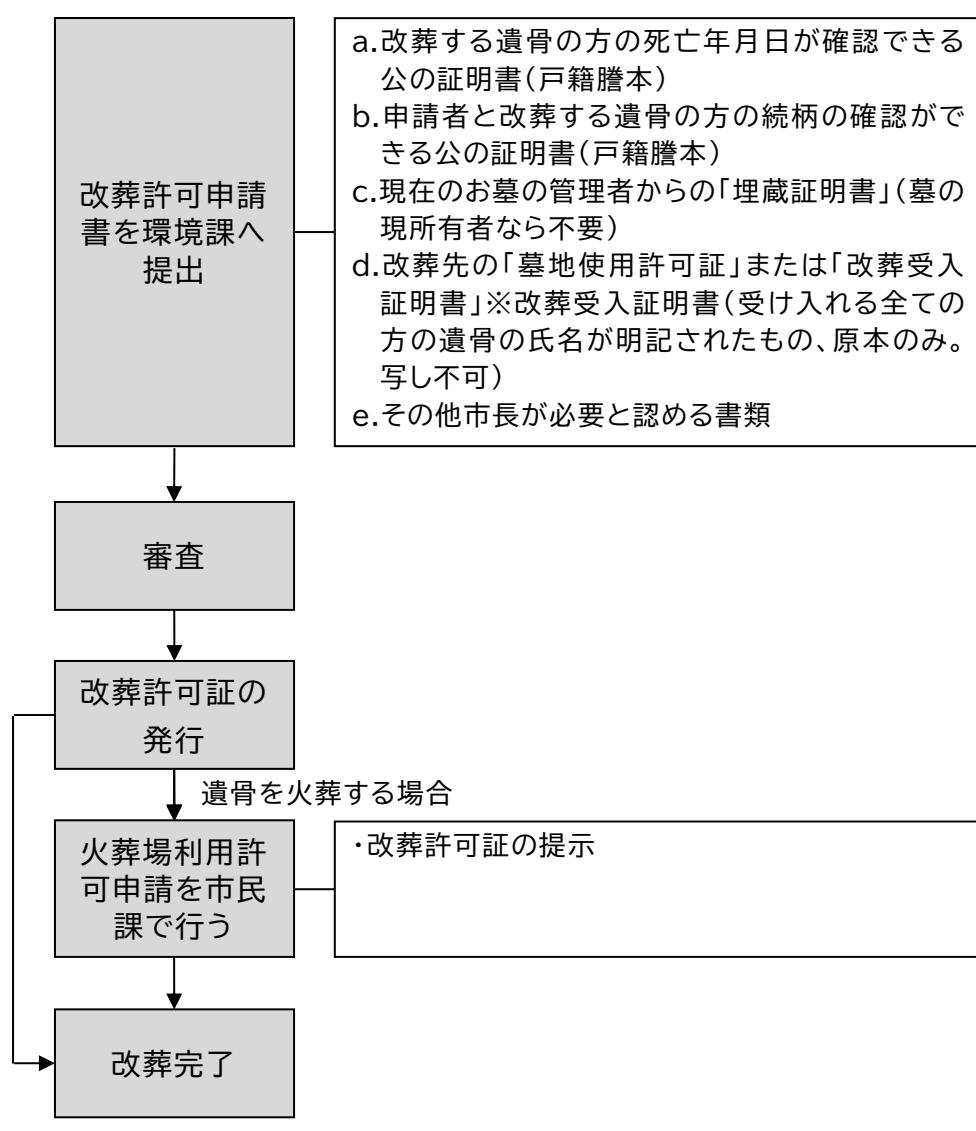
1 (3)既存墓地の移設・誘導

2 個人墓地禁止区域を指定する地域には、既存の個人墓地が多数立地している場合が
3 あります。個人墓地禁止区域の位置づけは、墓地立地が望ましくない地域であることか
4 ら、既存墓地についても、環境改善に向けて徐々に取り組んでいくことが必要です。

5 そのため、個人墓地禁止区域内から民間霊園や個人墓地禁止区域以外の地域への移
6 転を段階的に誘導します。

7 特に、用途地域に位置する既存墓地については、適正な土地利用への支障を生じさせ
8 ている可能性が高いため、民間霊園や個人墓地禁止区域以外の地域への移設を誘導し
9 ます。

10
11 墓地の移転(改葬)許可申請手続きの流れ



1 基本方針2 既存墓地の適正管理

2 (1)墓地環境の維持・向上

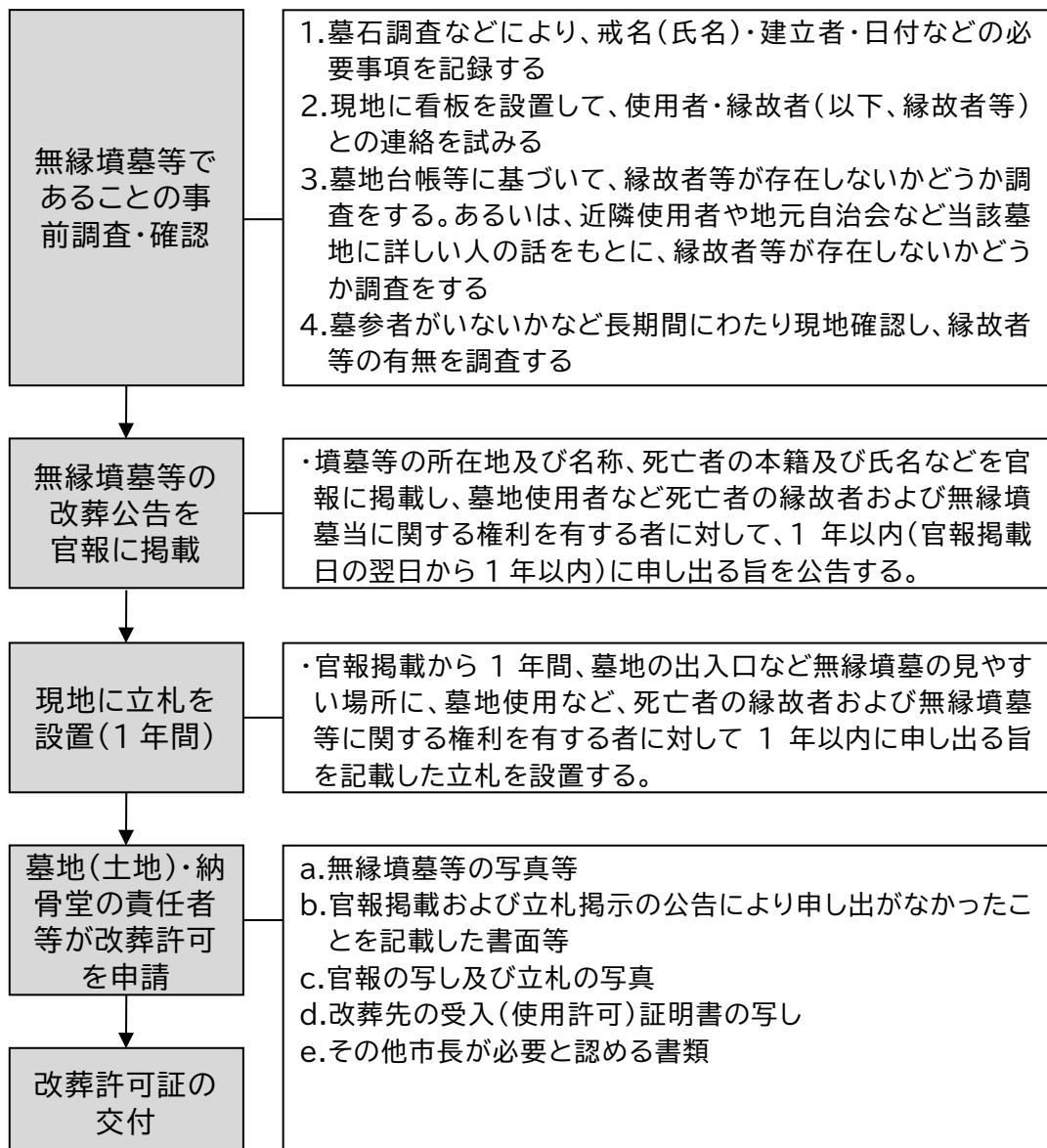
3 市ホームページ、広報、市公式 LINE、石垣コミュニティーエフエム等を活用して、既存
4 墓地の管理、景観の改善、不法投棄防止、十六日祭・清明祭等での交通マナーやゴミ処
5 理マナー向上を促すための啓発を行います。

7 (2)無縁墓地対策

8 既に無縁化していると思われる墓地や空き墓については、周辺環境の改善及び土地
9 の再利用を図るため改葬・墓じまいへの対応を検討します。

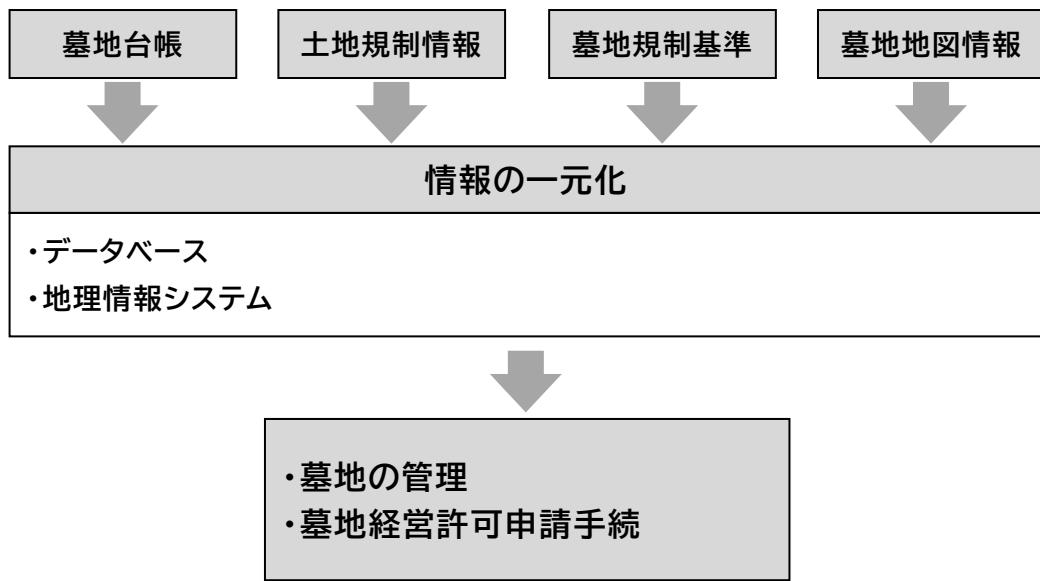
10 特に、用途地域に位置する無縁墓や空き墓については、適正な土地利用への支障を
11 生じさせている可能性が高いため、優先的に改葬手続きを進めます。

13 無縁墳墓の改葬許可申請手続きの流れ



1 (3)墓地行政のDX化

2 墓地台帳等の個別情報の管理や墓地等の許可申請手続きなどを効果的かつ効率的
3 に運用するため、墓地に関する情報のデータベース化を検討します。



1 基本方針3 伝統的な葬送文化の継承と新たな埋葬形態への対応

2 (1)伝統的な墓地埋葬の継承

3 八重山地域では、墓地は身近に存在するものとして屋敷内や集落の近くに墓地を設
4 けてきました。アンケート調査結果においても「沖縄の伝統的な個人経営墓地の様式を
5 継承していくべき」が39.1%と最も多いことから、伝統的な葬送文化を継承します。

6 (2)散骨ガイドラインの作成

7 近年、新たな埋葬形態、散骨(自然葬)が取り上げられるようになっています。墓地埋
8 葬法においては、散骨に関する規定はなく、散骨を行うのに、特に必要な届出や書類も
9 ありません。また、法務省の見解としても、散骨が節度をもって行われる限り違法性はな
10 い(遺骨遺棄罪に該当しない)とされています。しかしながら、公共の福祉に支障を生じ
11 させないよう節度を持ったものであることなどに留意する必要があります。

12 そこで、市民の生活環境の保全、漁業や観光産業の関係者とのトラブルの防止、市民
13 や別荘所有者、観光客が抱く本市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止の観点
14 から、「石垣市海洋散骨ガイドライン」を定めます。ガイドラインの作成にあたっては、海洋
15 事業者、観光事業者、散骨事業者等の関係者と内容について協議した上で決定します。

石垣市海洋散骨ガイドライン(案)

1. 目的

海洋散骨を行う者に対して、本ガイドラインの遵守を要請することにより、海洋散骨事業の適正化を図り、もって公衆衛生、国民の宗教的感情、利用者の保護、経済的影響等の観点から、公共の福祉に支障を生じさせないことを目的とする。

2. 基本的な考え方

近年、墓地へ埋葬する方法のみならず、自然葬と呼ばれる散骨等の方法も見られるようになり、葬送に対する考え方が多様化してきている。

本市において、散骨事業については、「墓地、埋葬等に関する法律(墓地埋葬法)」での対応、「石垣市墓地等の経営許可に関する規則」での対応が考えられるが、海上へ粉末化した遺骨をまく海洋散骨に関しては、法的にも明確に規定が無い状況である。

しかしながら、海洋散骨については、社会的な規範が何らない無秩序な中で行われるのではなく、一定の社会的規範が必要であること、また、公衆衛生上の問題、国民の宗教的感情への適合、利用者の保護等の観点から、公共の福祉に支障を生じさせないよう相当な節度を持ったものであることなどに留意する必要がある。

また、自然文化都市として、自然景観の美しさや海の魅力が石垣市への来訪目的になっている。

こうした中で、海洋散骨によって本市の社会的な評価が毀損し、風評被害等が生じた場合には、その経済的打撃は大きく、市民生活に多大な影響が生じることが考えられる。

このようなことから、市民の生活環境の保全、漁業や観光産業の関係者とのトラブルの防止、市民や別荘所有者、観光客が抱く本市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止の観点から、現時点で必要と考えられる内容について「石垣市海洋散骨ガイドライン」を定めるものである。

3. 適用範囲

海洋散骨を行う者及び事業者に適用する。

4. 散骨に関する事項

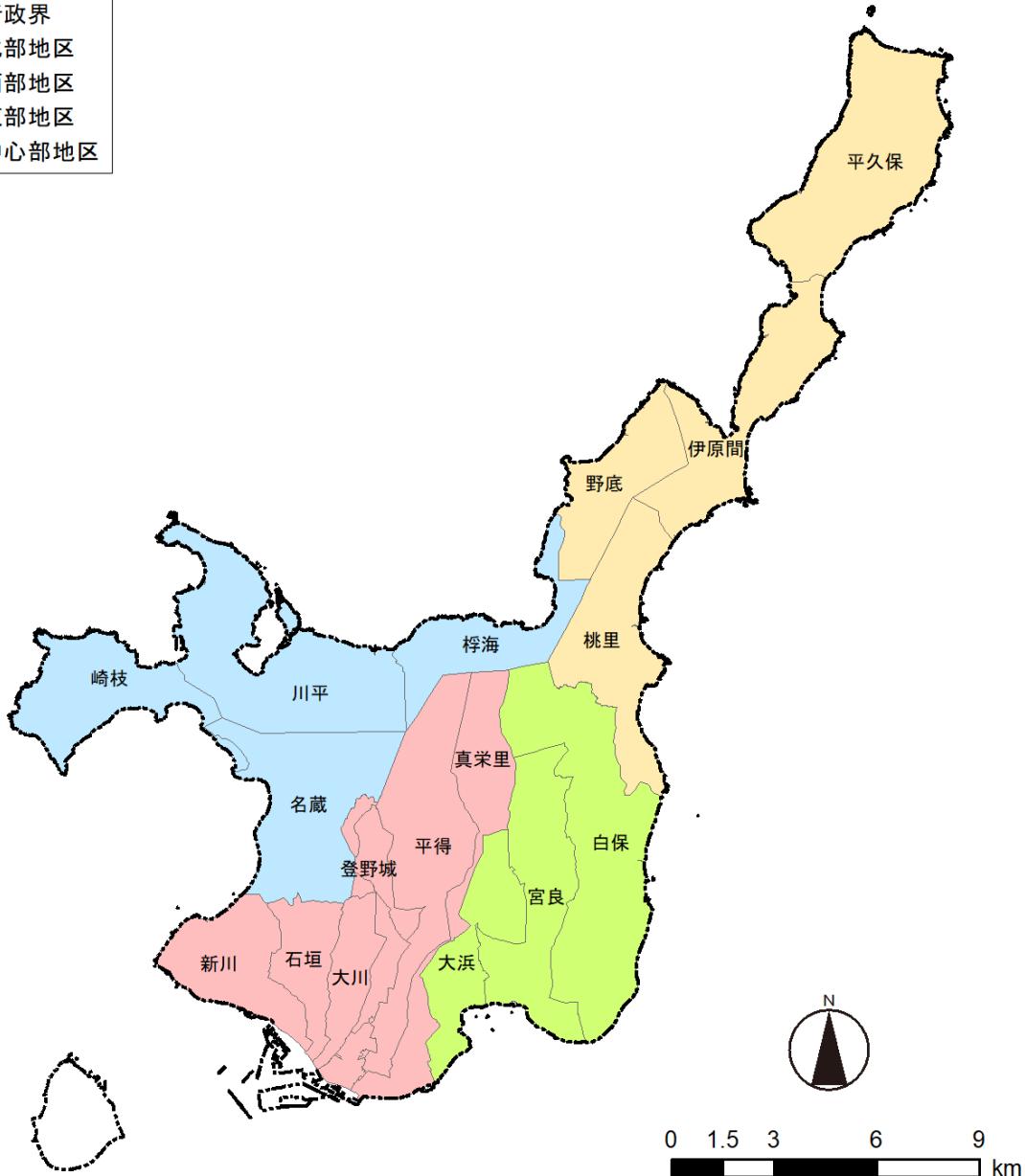
- (1)海水浴やマリンレジャーのお客様の多い夏期における海洋散骨は控えること。
- (2)環境保全のため自然に還らないもの(金属、ビニール、プラスチック、ガラス、その他の人工物)を撒かないこと。
- (3)事業を宣伝・広報する際に「石垣沖」、「石垣市の地名」など、「石垣」を連想する文言を使用しないこと。
- (4)その他 「1.目的 及び 2.基本的な考え方」を踏まえて、十分な配慮をすること。

以上

1 第6章 地区別計画

2 「いつの世までも想いをつなぎ 墓と人が共生するまちづくり」を推進するにあたって、よ
3 り地域の実情を加味し、その地域ごとの取り組むべき墓地整備の方針を示します。

4 地区区分は、下図のとおり4地域(北部地区、西部地区、東部地区、中心部地区)に区分
5 して設定します。



6-1 北部地区

(1)地域住民の意向

①墓地設置場所のあり方について

北部地区の墓地設置場所のあり方について、地域住民の意向としては「これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき」が31.3%と最も多く、次いで「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき」が25.0%、「規制・誘導はすべきではない」が18.8%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき	これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき	規制・誘導はすべきでない	その他	無回答	
北部地区	桃里(N=1)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	伊原間(N=8)	3 37.5%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	8 100.0%
	平久保(N=3)	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
	野底(N=4)	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
	地区合計(N=16)	4 25.0%	5 31.3%	3 18.8%	2 12.5%	2 12.5%	16 100.0%

②公共墓地整備の場所と規模について

北部地区の公共墓地の整備の場所と規模について、地域住民の意向としては「市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい」、「地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい」がともに31.3%と最も多く、次いで「墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい」が25.0%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい	地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい	墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい	その他	無回答	
北部地区	桃里(N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	伊原間(N=8)	2 25.0%	2 25.0%	3 37.5%	0 0.0%	1 12.5%	8 100.0%
	平久保(N=3)	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
	野底(N=4)	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	地区合計(N=16)	5 31.3%	5 31.3%	4 25.0%	0 0.0%	2 12.5%	16 100.0%

1 ③墓地整備への対応について

2 北部地区の自宅周辺に新たに墓地が整備されたと仮定した場合の対応について、地域
3 住民の意向としては「協力する」、「どちらかといえば協力する」合わせて 56.3%、「反対す
4 る」、「どちらかといえば反対する」合わせて 37.5%となっています。

		1	2	3	4	5	6	全体
		協力する	どちらかといえば協力する	どちらかといえば反対する	反対する	その他	無回答	
北部地区	桃里(N=1)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	伊原間(N=8)	0 0.0%	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	8 100.0%
	平久保(N=3)	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	野底(N=4)	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	地区合計(N=16)	3 18.8%	6 37.5%	4 25.0%	2 12.5%	0 0.0%	1 6.3%	16 100.0%

15 (2)北部地区の墓地整備の方針

16 ①適正な墓地立地の規制・誘導

17 ○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努め
18 ます。

19 ○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。

21 ②墓地の適正管理

22 ○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に住宅や集落の中に立地している墓地について
23 は緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。

24 ○墓地の無縁化を防ぐため、所有者の把握および継承者の届出を推進するとともに、生前
25 から次の代への継承を促し、既存墓地の適正な管理に努めます。

26 ○既に無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討
27 します。

6-2 西部地区

(1)地域住民の意向

①墓地設置場所のあり方について

西部地区の墓地設置場所のあり方について、地域住民の意向としては「これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき」が38.1%と最も多く、次いで「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき」が28.6%、「規制・誘導はすべきではない」が14.3%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき	これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき	規制・誘導はすべきでない	その他	無回答	
西部地区	名蔵(N=5)	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	5 100.0%
	崎枝(N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	川平(N=9)	2 22.2%	3 33.3%	2 22.2%	2 22.2%	0 0.0%	9 100.0%
	桴海(N=6)	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
	地区合計(N=21)	6 28.6%	8 38.1%	3 14.3%	2 9.5%	2 9.5%	21 100.0%

②公共墓地整備の場所と規模について

西部地区の公共墓地の整備の場所と規模について、地域住民の意向としては「地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい」がともに42.9%と最も多く、次いで「市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい」が28.6%、「墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい」が9.5%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい	地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい	墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい	その他	無回答	
西部地区	名蔵(N=5)	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	崎枝(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
	川平(N=9)	2 22.2%	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	9 100.0%
	桴海(N=6)	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
	地区合計(N=21)	6 28.6%	9 42.9%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	21 100.0%

1 ③墓地整備への対応について

2 西部地区の自宅周辺に新たに墓地が整備されたと仮定した場合の対応について、地域
3 住民の意向としては「協力する」、「どちらかといえば協力する」合わせて 42.9%、「反対す
4 る」、「どちらかといえば反対する」合わせて 38.1%となっています。

		1	2	3	4	5	6	全体
		協力する	どちらかといえば協力する	どちらかといえば反対する	反対する	その他	無回答	
西部地区	名蔵(N=5)	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	崎枝(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	川平(N=9)	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	9 100.0%
	桙海(N=6)	2 33.3%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%
	地区合計(N=21)	6 28.6%	3 14.3%	6 28.6%	2 9.5%	3 14.3%	1 4.8%	21 100.0%

15 (2)西部地区の墓地整備の方針

16 ①適正な墓地立地の規制・誘導

17 ○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努め
18 ます。

19 ○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。

20 ②墓地の適正管理

21 ○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に住宅や集落の中に立地している墓地について
22 は緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。

23 ○墓地の無縁化を防ぐため、所有者の把握および継承者の届出を推進するとともに、生前
24 から次の代への継承を促し、既存墓地の適正な管理に努めます。

25 ○既に無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討
26 します。

1 6-3 東部地区

2 (1)地域住民の意向

3 ①墓地設置場所のあり方について

4 東部地区の墓地設置場所のあり方について、地域住民の意向としては「これ以上広がら
5 ないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導
6 すべき」が45.0%と最も多く、次いで「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等に
7 よる墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき」、「規制・誘導はすべきではない」
8 がともに22.5%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき	これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき	規制・誘導はすべきでない	その他	無回答	
東部地区	大浜(N=46)	11 23.9%	21 45.7%	10 21.7%	3 6.5%	1 2.2%	46 100.0%
	宮良(N=18)	3 16.7%	9 50.0%	4 22.2%	1 5.6%	1 5.6%	18 100.0%
	白保(N=16)	4 25.0%	6 37.5%	4 25.0%	0 0.0%	2 12.5%	16 100.0%
	地区合計(N=80)	18 22.5%	36 45.0%	18 22.5%	4 5.0%	4 5.0%	80 100.0%

20 ②公共墓地整備の場所と規模について

21 東部地区の公共墓地の整備の場所と規模について、地域住民の意向としては「地区ごとを
22 対象とした地区レベル規模のものが望ましい」がともに40.0%と最も多く、次いで「市全
23 体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい」が35.0%、「墓地とされている場所ご
24 とに小規模なものが望ましい」が13.8%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		市全体を対象とした市域レベル規模のものが望ましい	地区ごとを対象とした地区レベル規模のものが望ましい	墓地とされている場所ごとに小規模なものが望ましい	その他	無回答	
東部地区	大浜(N=46)	16 34.8%	16 34.8%	9 19.6%	1 2.2%	4 8.7%	46 100.0%
	宮良(N=18)	7 38.9%	9 50.0%	1 5.6%	0 0.0%	1 5.6%	18 100.0%
	白保(N=16)	5 31.3%	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	3 18.8%	16 100.0%
	地区合計(N=80)	28 35.0%	32 40.0%	11 13.8%	1 1.3%	8 10.0%	80 100.0%

1 ③墓地整備への対応について

2 東部地区の自宅周辺に新たに墓地が整備されたと仮定した場合の対応について、地域
3 住民の意向としては「協力する」、「どちらかといえば協力する」合わせて 38.8%、「反対す
4 る」、「どちらかといえば反対する」合わせて 48.8%となっています。

		1 協力する	2 どちらかといえば 協力する	3 どちらかといえば 反対する	4 反対する	5 その他	6 無回答	全体
東 部 地 区	大浜(N=46)	3 6.5%	17 37.0%	13 28.3%	10 21.7%	2 4.3%	1 2.2%	46 100.0%
	宮良(N=18)	1 5.6%	6 33.3%	3 16.7%	4 22.2%	2 11.1%	2 11.1%	18 100.0%
	白保(N=16)	3 18.8%	1 6.3%	5 31.3%	4 25.0%	1 6.3%	2 12.5%	16 100.0%
	地区合計(N=80)	7 8.8%	24 30.0%	21 26.3%	18 22.5%	5 6.3%	5 6.3%	80 100.0%

14 (2)東部地区の墓地整備の方針

15 ①適正な墓地立地の規制・誘導

16 ○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努め
17 ます。

18 ○新たな墓地需要に対しては、地域住民の同意を得ながら、既に墓地が集積している場所
19 に設置するよう促します。

21 ②墓地の適正管理

22 ○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に住宅と隣接している墓地については緑化を促
23 すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。

24 ○墓地の無縁化を防ぐため、所有者の把握および継承者の届出を推進するとともに、生前
25 から次の代への継承を促し、既存墓地の適正な管理に努めます。

26 ○既に無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討
27 します。

6-4 中心部地区

(1)地域住民の意向

①墓地設置場所のあり方について

中心部地区の墓地設置場所のあり方について、地域住民の意向としては「一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき」が36.9%と最も多く、次いで「これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき」が33.0%、「規制・誘導はすべきではない」が16.3%となっています。

		1	2	3	4	5	全体
		一定の場所に集中するよう用途地域や市条例等による墓地禁止区域を指定するなどして、規制・誘導すべき	これ以上広がらないよう、地区ごとに地区計画を策定し、地区合意による墓地禁止区域を設け規制・誘導すべき	規制・誘導はすべきでない	その他	無回答	
中心部地区	登野城(N=130)	38 29.2%	44 33.8%	27 20.8%	13 10.0%	8 6.2%	130 100.0%
	大川(N=49)	20 40.8%	10 20.4%	11 22.4%	3 6.1%	5 10.2%	49 100.0%
	石垣(N=56)	16 28.6%	21 16.2%	11 8.5%	2 1.5%	6 4.6%	56 43.1%
	新川(N=88)	32 36.4%	32 36.4%	8 9.1%	7 8.0%	9 10.2%	88 100.0%
	美崎町(N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	新栄町(N=17)	9 52.9%	8 47.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 100.0%
	浜崎町(N=16)	7 43.8%	3 18.8%	6 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
	八島町(N=4)	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	平得(N=40)	14 35.0%	15 37.5%	6 15.0%	2 5.0%	3 7.5%	40 100.0%
	真栄里(N=65)	34 52.3%	19 29.2%	6 9.2%	4.6%	4.6%	65 100.0%
地区合計(N=466)		172 36.9%	154 33.0%	76 16.3%	30 6.4%	34 7.3%	466 100.0%

1 ②公共墓地整備の場所と規模について

2 中心部地区の公共墓地の整備の場所と規模について、地域住民の意向としては「市全体

3 を対象とした市域レベル規模のものが望ましい」が 44.8%と最も多く、次いで「地区ごと

4 を対象とした地区レベル規模のものが望ましい」が 24.9%、「墓地とされている場所ごと

5 に小規模なものが望ましい」が 17.4%となっています。

		1 市全体を対象とした 市域レベル規模の ものが望ましい	2 地区ごとを対象とし た地区レベル規模 のものが望ましい	3 墓地とされている場 所ごとに小規模なも のが望ましい	4 その他	5 無回答	全体
中心部地区	登野城(N=130)	54 41.5%	28 21.5%	31 23.8%	4 3.1%	13 10.0%	130 100.0%
	大川(N=49)	26 53.1%	8 16.3%	9 18.4%	2 4.1%	4 8.2%	49 100.0%
	石垣(N=56)	22 39.3%	16 28.6%	9 16.1%	3 5.4%	6 10.7%	56 100.0%
	新川(N=88)	38 43.2%	23 26.1%	15 17.0%	7 8.0%	5 5.7%	88 100.0%
	美崎町(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
	新栄町(N=17)	10 58.8%	4 23.5%	2 11.8%	0 0.0%	1 5.9%	17 100.0%
	浜崎町(N=16)	10 62.5%	3 18.8%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	16 100.0%
	八島町(N=4)	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	平得(N=40)	15 37.5%	15 37.5%	4 10.0%	1 2.5%	5 12.5%	40 100.0%
	真栄里(N=65)	32 49.2%	18 27.7%	8 12.3%	2 3.1%	5 7.7%	65 100.0%
地区合計(N=466)		209 44.8%	116 24.9%	81 17.4%	20 4.3%	40 8.6%	466 100.0%

23 ③墓地整備への対応について

24 中心部地区の自宅周辺に新たに墓地が整備されたと仮定した場合の対応について、地
25 域住民の意向としては「協力する」、「どちらかといえば協力する」合わせて 41.9%、「反対
26 する」、「どちらかといえば反対する」合わせて 42.7%となっています。

		1 協力する	2 どちらかといえば 協力する	3 どちらかといえば 反対する	4 反対する	5 その他	6 無回答	全体
中心部地区	登野城(N=130)	13 10.0%	38 29.2%	46 35.4%	22 16.9%	7 5.4%	4 3.1%	130 100.0%
	大川(N=49)	3 6.1%	19 38.8%	13 26.5%	6 12.2%	4 8.2%	4 8.2%	49 100.0%
	石垣(N=56)	8 14.3%	14 25.0%	15 26.8%	8 14.3%	7 12.5%	4 7.1%	56 100.0%
	新川(N=88)	8 9.1%	40 45.5%	13 14.8%	7 8.0%	11 12.5%	9 10.2%	88 100.0%
	美崎町(N=1)	0 0.0%	0 0.0%	100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	新栄町(N=17)	1 5.9%	3 17.6%	47.1%	11.8%	5.9%	11.8%	17 100.0%
	浜崎町(N=16)	1 6.3%	5 31.3%	5 31.3%	3 18.8%	1 6.3%	1 6.3%	16 100.0%
	八島町(N=4)	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	平得(N=40)	5 12.5%	8 20.0%	35.0%	17.5%	7.5%	7.5%	40 100.0%
	真栄里(N=65)	6 9.2%	22 33.8%	17 26.2%	9 13.8%	6 9.2%	5 7.7%	65 100.0%
地区合計(N=466)		45 9.7%	150 32.2%	134 28.8%	65 13.9%	40 8.6%	32 6.9%	466 100.0%

1 (2)中心部地区の墓地整備の方針

2 ①適正な墓地立地の規制・誘導

3 ○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努め
4 ます。

5 ○用途地域に位置する既存墓地については、民間靈園や個人墓地禁止区域以外の地域へ
6 の移設を誘導します。

7

8 ②墓地の適正管理

9 ○所有墓地の適正管理の啓発に努め、周辺環境を著しく悪化している墓地については、改
10 善等の指導を行います。

11 ○墓地の無縁化を防ぐため、所有者の把握および継承者の届出を推進するとともに、生前
12 から次の代への継承を促し、既存墓地の適正な管理に努めます。

13 ○既に無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討
14 します。

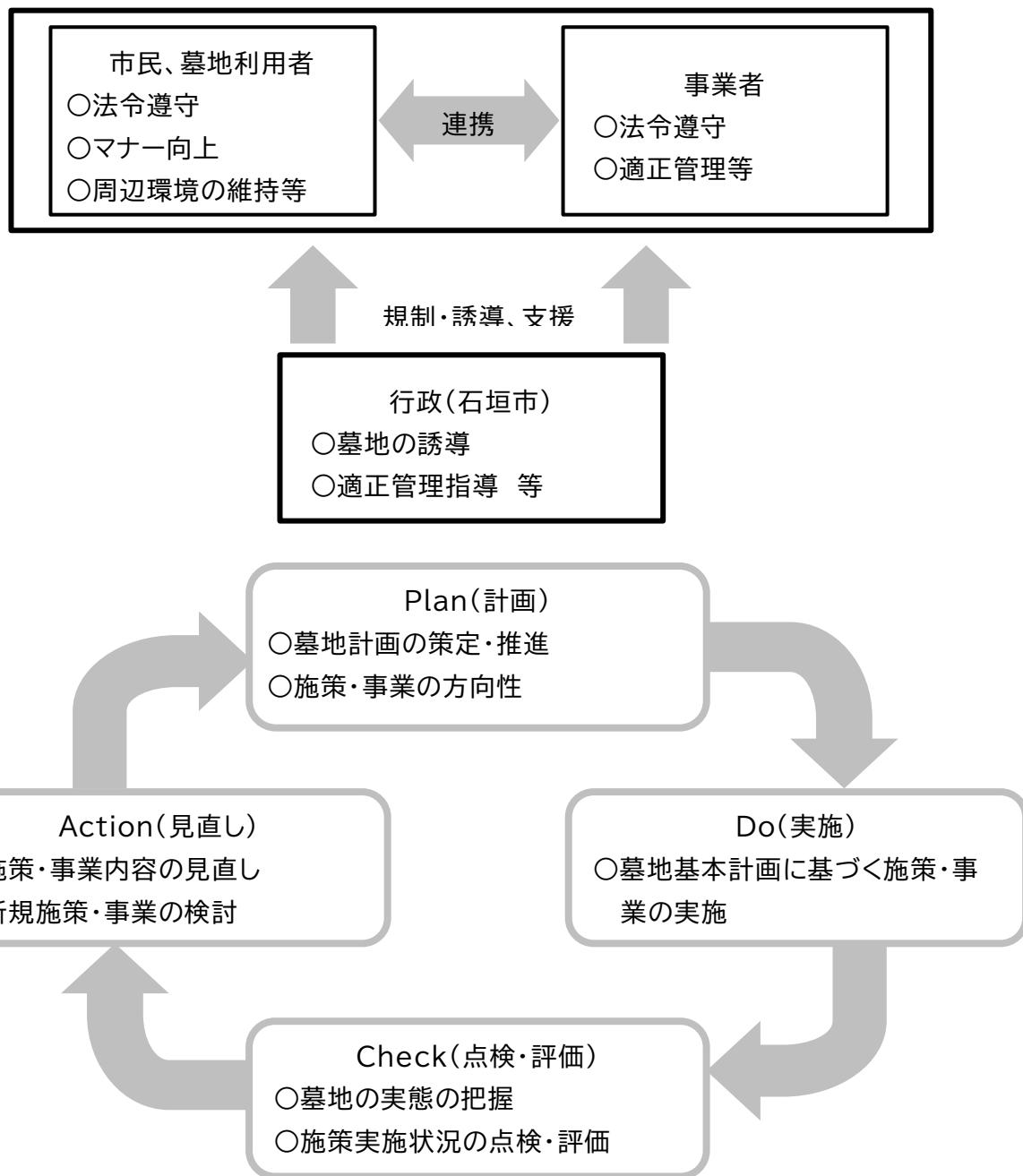
15

1 第7章 計画の推進体制

2 7-1 推進体制と進行管理

3 墓地問題の無い快適なまちを実現するには、法令の順守や地域の実情にあった、きめ細
4 やかな対応が必要です。そのためには、本市が抱える墓地の問題や個人墓地の規制・誘導
5 の考え方等について、市民・事業者が理解し、協働していく必要があります。

6 計画の進捗は、PDCAサイクルを基本として行い、計画の継続的かつ効率的な推進を図
7 ります。また、墓地を取り巻く環境及び社会潮流が著しく変化した場合には、必要に応じて
8 見直しを行います。



7-2 各主体の役割

墓地の秩序ある立地と適正管理を進めるためには、市(行政)、市民、事業者(墓地経営者及び墓地建設事業者)等が連携・協働していく必要があります。

それぞれの主体の役割を次の通りとします。

(1)市(行政)

- 墓地埋葬法及び石垣市墓地等の経営許可に関する規則に基づく適切な墓地規制や指導
- 墓地の立地及び管理に関する情報の提供と周知の徹底
- 墓地需要に応えるための墓地区域(飛び地区等)の整備・供給
- 地域、市民、事業者の活動支援
- 新たな葬法(散骨)等におけるガイドラインの設定 など

(2)市民

- 墓地埋葬法及び石垣市墓地等の経営許可に関する規則の遵守による適正な場所での墓地建設と管理の実行
- 日常的な墓地の適正管理の実施
- 違法墓地の建設や不法投棄などの監視協力
- 墓地利用時における周辺環境への配慮(駐車、騒音、ごみ等の問題への対応) など

(3)事業者(墓地経営者及び墓地建設事業者)

- 墓地埋葬法及び石垣市墓地等の経営許可に関する規則の遵守による立地と管理の実行
- 法人経営による墓地の供給
- 日常的な墓地の適正管理の実施
- 墓地使用者への適正な利用と管理の指導 など

資料編

1. 計画の策定経過

2. 委員会設置要綱

石垣市墓地基本計画(第二次)

発行日／令和8(2026)年3月

編集発行／石垣市市民保健部 環境課

沖縄県石垣市真栄里672

電話：0980-82-1285(担当：環境課)
